

平成 27 年第 4 回ニセコ町議会定例会 第 1 号

平成 27 年 6 月 19 日(金曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 請願第 1 号

「平和安全法制」の徹底審議と国民の合意なしに成立させないように求める意見書の

採択を求める請願書

(ニセコ町 秋元晶子、紹介議員 斉藤うめ子・三谷典久・篠原正男)

6 陳情第 6 号

町道東五条通道路改良舗装工事に関する陳情書

(富士見町内会 会長 成瀬光廣)

- 7 報告第 1 号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について
- 8 報告第 2 号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について
- 9 報告第 3 号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について
- 10 報告第 4 号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について
- 11 報告第 5 号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について
- 12 報告第 6 号 平成 26 年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 13 承認第 1 号

専決処分した事件の承認について

(平成 26 年度ニセコ町一般会計補正予算)

14 承認第 2 号

専決処分した事件の承認について

(平成 26 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)

15 承認第 3 号

専決処分した事件の承認について

(平成 26 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算)

16 承認第 4 号

専決処分した事件の承認について

(平成 26 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)

17 承認第 5 号

専決処分した事件の承認について

(平成 26 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)

18 承認第 6 号

専決処分した事件の承認について

(平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算)

19 議案第 1 号 工事請負契約の締結について

20 議案第 2 号

後志広域連合規約の一部を変更することの協議について

21 議案第 3 号

ニセコ町アンヌプリ森林公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(以下、提案理由の説明)

22 議案第 4 号 指定管理者の指定について(ニセコ町アンヌプリ森林公園))

23 議案第 5 号 平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算

24 議案第 6 号 平成 27 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算

25 議案第 7 号

平成 27 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算

○出席議員(10名)

1番 木下 裕三	2番 浜本 和彦
3番 青羽 雄士	4番 斉藤うめ子
5番 竹内 正貴	6番 三谷 典久
7番 篠原 正男	8番 新井 正治
9番 猪狩 一郎	10番 高橋 守

○出席説明員

町長	片山 健也
副町長	林 知己
会計管理者兼出納室長	千葉 敬貴
総務課長	高瀬 達矢
総務課参事	佐藤 寛樹
企画環境課長	山本 契太
自治創生室長	金井 信宏
税務課長	芳賀 義範
町民生活課長	横山 俊幸
保健福祉課長	
折内 光洋	
農政課長兼農業委員会事務局長	福村 一広
農政課参事兼国営農地再編推進室長	藤田 明彦
商工観光課長	前原 功治
建設課長	黒瀧 敏雄
上下水道課長	石山 康行
総務係長	佐藤 英征
財政係長	川埜 満寿夫
監査委員	斎藤 隆夫
教育委員長	日野浦あき子
教育長	菊地 博
学校教育課長	加藤 紀孝
町民学習課長	阿部 信幸
学校給食センター長	高田 生二

幼児センター長 酒井 葉子
農業委員会会長 荒木 隆志
○出席事務局職員

事務局長 佐竹 祐子
書記 中野 秀美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長(高橋 守君) ただいまの出席議員は 10 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第4回ニセコ町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(高橋 守君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、議長において1番、木下裕三君、2番、浜本和彦君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(高橋 守君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月 24 日までの6日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(高橋 守君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、高瀬達矢君、総務課参事、佐藤寛樹君、企画環境課長、山本契太君、自治創生室長、金井信宏君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長兼農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐藤英征君、財政係長、川埜満寿夫君、監査委員、斎藤隆夫君、教育委員長、日野浦あき子君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、阿部信幸君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君であります。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員からの例月出納検査の結果報告 4 件、北海道高等学校教職員組合連合会中央執行委員長、國田昌男から憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情を受理しておりますので、報告いたします。その内容は別紙のとおりであります。

次に、3 月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告いたします。その内容は、別紙報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

上着をとってもよろしいです。

◎日程第 4 行政報告

○議長(高橋 守君) 日程第 4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長(片山健也君) おはようございます。6 月定例議会どうぞよろしく願いをいたします。それでは、第 4 回ニセコ町議会定例会に当たり、行政報告をさせていただきます。

行政報告書めくっていただきまして、1 ページ目であります。1 として、叙勲についてということで、旭日双光章が南厚志様に贈られております。南さんにおかれましては、昭和 56 年 10 月から平成 25 年 9 月まで 32 年間にわたりニセコ町教育委員会委員として、うち平成 15 年 10 月から平成 25 年 9 月までの 10 年間は委員長としてニセコ町の教育の向上及び教育行政の推進に大変ご尽力をいただいたところでございます。また、その下の加賀谷昭二様におかれましては、旭日単光章を授与されておりまして、加賀谷さんにおかれましては平成 9 年 4 月からニセコ町代表監査委員とし

て3期 12年にわたりご尽力を賜り、さらに昭和 36 年 10 月から昭和 56 年9月までニセコ町教育委員として、また昭和 58 年から3期 12年にわたってニセコ町議会議員としてご活躍いただいたご功績によるものでございます。

その下、2として、北海道町村会の定期総会が開催されております。寺島乙部町長がこれまで町村会長を長きにわたってやっておられましたが、このたび白糠の棚野孝夫町長さんが町村会長としてご活躍をいただけるということになっております。また、副会長として引き続き蘭越町長の宮谷内町長さんが副会長としてお力を発揮されるということになってございます。

以下、その下各会議が行われ、また4として原子力防災対策の取り組み状況、記載のとおりとなっております。

また、2ページ目を見ていただきまして、上段であります、(3)として原子力発電所安全対策工事等進捗状況視察ということで、このたび6月2日と4日、2回に分けて役場の特別職、管理職を中心として 21 名で泊原子力発電所の視察を行っております。これは、北海道電力さんの総務立地室とニセコ町の自主企画ということでお願いを申し上げ、実現したものでございます。これは、泊原子力発電所の安全対策工事の進捗状況、あるいは安全確認に対する情報の収集を行って、我々の原子力行政の推進といえますか、そういうものの示唆にしたいということでございます。我が国のエネルギーバランスについても職員がしっかりした意識を持ち、北海道並びに関係自治体と連携を強め、防災計画の精度を高めながら、北海道の電力需給の安定と住民が安心して暮らせる環境づくりを目指すということを目的として行ったものでありまして、職員一人一人が住民の皆さんの意見や疑問に対して答えられる、そういった説明責任を全うする一つ的手段として実施したものでございます。

また、その下に(4)、北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会が開催をされております。出席者は記載のとおりであります、この中で北海道からSPEEDI、放射能の拡散予測のシミュレーションのものでありますが、これを使わないということの報告がありました。私のほうからは、SPEEDIを使わないということは理解ができません。SPEEDIを活用して、総合的な判断をすべきではないかというような意見を申し上げたところでございます。

以下、その下(5)、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する自治体向け連絡会、説明会が6月1日、札幌第1合同庁舎で開催をされ、本町から担当職員が出席をしております。これは、私どもの町としては国のエネルギー政策、放射性廃棄物の最終処分方針の現状及び議論の状況、環境の保全並びに原子力防災対策に対する情報を収集する観点から会議に出席をしているものであります。放射性廃棄物最終処分場を誘致するとかしないとか、そういうレベルのものではなくて、この放射性廃棄物に対しても地方自治体としてしっかりとした情報を収集し、正しい知識を住民の皆さんにお知らせをする

責務があるということから会議に出席をしているものでありまして、今後ともこの放射性廃棄物の処理に関しては積極的に情報収集をし、住民の皆さんに公開をしていくことに努めてまいりたいと、このように考えております。

以下、その下(7)として原子力防災各種資機材の整備状況、記載のとおりでございます。

次をめぐっていただきまして、3ページ目でございます。一番上に5として、全国瞬時警報システム、Jアラートの試験を行っているということで、本町においてはラジオニセコを通じて住民への周知ということで、起動も問題なく行われている状況でございます。

また、6として、このたびオーストラリア大使館職員が、最近ニセコエリアにオーストラリアのお客さん多いわけでありますが、そこでの事故あるいは病気等になったときの地元としての体制、オーストラリアの皆さんが滞在している間の安全対策についてヒアリングを行うということで本町を訪ねて、担当のほうで対応させていただいているところでございます。

その下、情報公開審査会及び個人情報保護審査会について記載のとおり開催をしております。

また、その下、9として参議院、国の統治機構に関する調査会ということで、5月7日、山崎正昭参議院議長より参考人として出席をするよう求められまして、5月13日出席をさせていただきました。この参考人は、以前東京大学におられた森田朗先生、現在は国立社会保障・人口問題研究所長として現在の地方創生を初め多くご活躍されているところでありますが、この先生と2名で参考人としての発言をし、質疑に答えてきたところでございます。私のほうから、その内容としては記載のとおりであります。現在の農地法の諸問題についても提言をさせていただいております。また、この内容につきましては、第189回国会参議院、国の統治機構に関する調査会議事録第4号に記載をされ、また参議院のホームページでそのときの模様が公開をされているところでございます。

その下、北海道町村立高等学校自治体連絡協議会総会ということで進めておりますが、高校において過疎債によつての整備がこの運動によつて認められるという成果を上げておりますが、さらにさまざまな交付金から除外されている、特に北海道の政策補助金と一般的に言われておりますが、北海道が地域振興上各市町村に交付をしているものから町立高校が除外されているという規定がいまだに残っておりまして、これを除いてもらうよう北海道庁への運動を強めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次、4ページ、各種会議記載のとおり開催をされております。13として、中ほど、ニセコ町公友会総会及び研修会を新装になったいこいの湯宿いろはで開催をしているところでございます。

また、その後段であります。16として職員採用ということで、4月1日に管理栄養士と保育士各1名を含め6名を採用したところでございます。

次めくっていただきまして、企画環境課の関係であります、第 142 回まちづくり町民講座を記載のとおり開催しております。

また、昨年本町で開催された環境自治体会議の今回は奈良県生駒市で開催された会議に出席をしているところでございます。

各種エネルギーや生態系の会議、記載のとおりでありまして、5ページ目、一番下であります、サンポット株式会社の設立 50 周年記念祝賀会というのがありまして、出席をさせていただいておりますが、このサンポット様におかれましては本町が行っている地中熱ヒートポンプの導入にこれら再生可能エネルギーの先端企業としていろんなご指導をいただいているほか、ニセコビュープラザのペレットストーブもこのサンポット様からご寄贈をいただいたものでございます。

次、6ページ目であります、絶滅危惧種イトウ復元のための施設設置説明会を6月 16 日、30 名ほどの皆さんが出席をされて、有島記念館で開催をされております。

次、その下、後志広域連合ということで各種会議を行っております。また、9として、後志総合開発期成会の会議が記載のとおり行われております。

その一番下であります、10として北海道新幹線昆布トンネル宮田工区の工事説明会が昨日町民センターで開催をされております。

また、次のページめくっていただきまして、7ページ目であります、11として北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会及び北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会の総会が開催をされておまして、会長には新たに森小樽市長が就任をして、今後とも強力に各種期成会運動を進めていくこととしております。

また、13として、土地開発公社の理事会を開催しているところでございます。

以下、その下 16 以降、国際交流に関する各種会議の状況等を次の8ページまで記載をしているところであります。この 16 に記載のとおり、国際交流員として権さんという大変優秀な方が本町に来て、いろいろ尽力いただきましたが、その後任として金賢貞さん、韓国から同じく来ていただいて、現在各種の国際交流事業をしていただいているところでございます。

次、めくっていただきまして9ページ目であります、17としてデマンドバスの運行状況、記載のとおりでございます。現在平均乗車密度が 1.73 ということでありますので、何とか2を超えるように乗車率を高めてまいる努力をしてみたいと考えております。

その下、18として、ふるさとづくり寄附について、現在国のふるさと寄附税制が大幅に拡充をされたということもありますので、今後とも本町のこのふるさとづくり寄附についてのあり方、どのような形で推

進するかについて検討し、早急に制度設計をしまいたいと、このように考えているところでございます。

次、10 ページ目ではありますが、コミュニティFMの状況について記載のとおりであります。また、各種まちづくりトーク等、記載のとおり行っております。

また、10 ページ目の下段のほう、広報広聴検討委員会をこのように開催をさせていただいています。

また、その下、23 として国の長谷川総務大臣政務官ほか放送関係者がニセコに來られまして、地元各種事業者との意見交換を5月 17 日、ヒルトンニセコビレッジを中心として開催をしているところでございます。

また、次のページをめくっていただきまして、11 ページではありますが、24 として行政視察の受け入れ状況、記載のとおりとなっております。また、環境関連視察も受け入れ、それからその下にJICAの海外からの視察受け入れも行っておりまして、今後JICAの受け入れについては万全を期してまいりたいというふうに考えているところでございます。

12 ページ目ではありますが、自治創生室の関係ですが、ニセコ町自治創生推進本部会議を3月 25 日に開催し、今後ともこの自治創生の推進に力を入れていこうということにしております。また、2として、自治創生室を4月1日に設置し、3として地方創生人材支援制度、いわゆるシティマネジャーということで4月1日から金井信宏さんに環境省から来ていただいて、現在自治創生室長としてご活躍をいただいているところでございます。

その下、全国首長連携交流会、これは大変貴重な場でありまして、今回は自治創生室長に出席をいただいているところでございます。

次、めくっていただきまして 13 ページ、税務課の関係でございます。町税の収納状況であります、平成 26 年度分の税の徴収率は、現年度分対前年比は町民税で 1.90 ポイント、固定資産税で 0.03 ポイント、軽自動車税で 0.38 ポイントの増で、国保税を除く町税全体では 0.55 ポイントの増加となっております。また、国保税は、対前年比 0.67 ポイントの増加でありました。滞納繰り越し分の徴収率は、前年比で町民税 18.26 ポイントの増加となりましたが、固定資産税で 10.57 ポイント、軽自動車税で 1.72 ポイントの減少となっております。国保税を除く全体で 5.13 ポイントの増となりました。国保税は、2.80 ポイントの減少となっております。現年度課税分に対して督促、催告を状況に応じて現在取り組んでおり、その成果が一定程度出たものと考えております。全体の状況としては、平成 26 年度におきましては町民税の滞納額を減少することができましたので、今後とも細やかな納税交渉の継続強化や北海道や広域連合とも連携をしながら徴収に努めてまいりたいと考えております。

また、次の 14 ページ目の上段でございますが、コンビニ収納の実績について記載をさせていただいております。平成 25 年度からコンビニ収納を開始しておりますが、口座振替を除く納付件数は 1 万 2,982 件で、このうちコンビニ利用件数が 3,661 件となっております。この口座を除くコンビニ利用率が 28.20%という高い数字となり、対前年比では 1.59 ポイント増加しております。土曜日や日曜日、夜間などの利用ができるということで、納税者の皆さんの利便性の向上にもつながっているものと考えております。平成 26 年の特徴的傾向として、口座利用率が 5.25 ポイント増加しているというような状況であります。今後ともコンビニや口座の利用など、納税者の皆さんの利便性に配慮しながら、徴収率を高めてまいりたいと考えております。

その下、3として、平成 27 年度固定資産税納税通知書の再送付ということがありましたので、ご報告を申し上げたいと思います。この平成 27 年度固定資産税の納税通知書を 5 月 13 日に発送したところ、コンビニで納付ができないという情報があり、調査をしたところ、システム会社がコンビニのバーコード数字を誤入力しており、納付できない状況にあったことが判明しました。このためコンビニで納付できる納税通知書を 5 月 18 日に再度送付しております。コンビニで納付できなかった納税者の皆様方には大変ご迷惑をおかけし、またコンビニの事業者に対しても心からおわびを申し上げたいと思います。なお、再送付した件数は 1,286 件で、発送に要した郵送料、納付書用紙代、発送用封筒代約 20 万円は、システム会社にて負担をしているところでございます。今後ともこういう実態の確認等十分注意をしまいたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、町民生活課の関係であります。1として、平成 26 年度のニセコ町民センターの利用状況、記載のとおりとなっております。

また、以下その下、無料法律相談等の開設を記載させていただいております。

次の 15 ページをめくっていただきまして、住民基本台帳ネットワークの運用状況、公的個人認証の登録状況、記載のとおりとなっております。

また、羊蹄山麓環境衛生組合等の会議が記載のとおり行われております。

16 ページ目を見ていただきたいと思いますが、その中で上段の(3)、可燃ごみ固形化の処理状況、記載のとおりとなっておりますが、この可燃ごみ固形燃料化施設につきましては本年 3 月 2 日から本稼働となっております。開始当初の 3 月、4 月の 2 カ月間の実績では、羊蹄山麓 7 町村から 701 トンの可燃ごみが搬入され、そのうち倶知安町では 333 トン、47.5%、ニセコ町は 17.2%の割合となっております。選別により生ごみや衛生ごみ等の固形燃料化不適合ごみ 238 トンを取り除いた後、固形燃料に適するごみを品質確保のためそれにプラスチック物、副資材と言われているものでありますが、これを 125 トン加えて、固形燃料となっている量が 572 トンということになります。搬入量に対する固形燃料の

製造率、その割合は 65.9%となっておりまして、この固形燃料は王子製紙苫小牧工場及び札幌の北海道地域暖房の2社に現在合わせて 498 トン搬出されているところでございます。

次に、その下、8として春のクリーン作戦、5月1日に実施しております。

また、行政推進会議を4月 30 日、ニセコ町民センターで開催をさせていただいております。

次めくっていただきまして、17 ページ目でございますが、一番上であります。10 として、交通安全運動の推進についてということで、以下交通安全運動の各種会議等、記載のとおりでございます。本日をもって交通事故死ゼロの日 2,400 日目ということでもありますので、今後とも交通事故死ゼロ 2,500 日に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

その下、後段、11 として防犯対策について、記載のとおりとなっております。

次に、18 ページ目でございますが、保健福祉課の関係でございます。2として、中ほどにニセコハイツ等の入居状況、記載のとおりでありまして、両施設とも近日満床あるいは満室となる見込みとなっております。

その下、3として、社会福祉委員会議を開催いたしております。

また、その下、学童保育の入所状況は記載のとおりでございます。

次、19 ページ目めくっていただきまして、5としてエキノコックス症予防駆除対策について記載のとおりとなっておりますが、(3)の感染状況調査結果をごらんいただければと思います。検査結果、陽性率見ましてもエキノコックス予防対策が相当成果を上げているということでもありますので、ここにボランティアの皆さんの数を記載しておりますが、ボランティアの皆さんには本当に心から感謝を申し上げる次第でございます。

そのページ後段でございますが、7として任意予防接種助成事業に係る受診状況、20 ページ目にわたってそれぞれ記載のとおりであります。

また、10 として、各種健康診査の実施状況を書いてございます。

次のページめくっていただきまして、21 ページ目、上段でございますが、地域包括支援センターの運営状況ということで、それぞれこのような会議を行っておりますし、特に介護予防、大変重要なことでもありますので、これは継続して担当課のほうで鋭意努力をして現在進めているところであります。

また、22 ページ目、上段、家族介護支援ということで、家族介護が今後また重要になってきますので、こういう意見交換の場、あるいは町として応援できることをしっかり見きわめながら、強化をしてまいりたいと、このように考えております。

中ほど、(6)として救急情報キットの配付状況、記載のとおりとなっております。

その下、農政課の関係でありまして、農業振興会議を4月30日に開催をさせていただいているところでございます。

また、23ページ目、各種農業関係の会議行っておりまして、中ほどにニセコ町堆肥センターの運営について、記載のとおりとなっております。今後とも傷みがだんだんひどくなってきておりますので、堆肥センターの将来的な運営について農協等を含めて検討をしてみたいと考えているところでございます。

6として、明暗渠掘削特別対策事業の実施状況、記載のとおりであります。

一番下であります。国営農地再編室の関係であります。国営農地再編整備事業促進期成会の状況ということで、総会を開催し、これには中村衆議院議員もご出席いただいて、総会を開催しております。今回このニセコ地区13億円要望し、10億円の事業費が結果的についたということでありますが、情報によりますと来年度はさらに予算が厳しいという状況と聞いておりますので、地域の熱意を今後とも訴えてみたいというふうに考えております。

24ページ目、商工観光課の関係であります。26年度観光入り込み調査結果出ましたので、記載のとおりとなっております。また、ニセコ観光圏の状況もその下に書かせていただいております。中ほどに外国人宿泊者の状況を書いておりまして、この宿泊延べ数順調に推移をしておりますが、たくさん来ていただいたことによって2次交通、3次交通が不足しているとかさまざまな諸課題が現在出ておりますので、地域としてホスピタリティー向上のためにその点一つ一つ課題を解決してみたいというふうに考えております。一番下のほうに外国人宿泊者上位10カ国書いてありますが、特に伸び率が多いのは1の香港、4の中国、7のタイ、9のイギリスが伸び率が相当高いというような状況になってございます。

次、めくっていただきまして25ページ目であります。観光関係の各種会議、記載のとおり開催をさせていただいております。

また、下段のほう、6としてニセコ観光圏協議会を記載のとおりそれぞれ観光圏あるいは観光局のプロジェクト会議等も実施しているところであります。倶知安町との協議の中では、今後ニセコルールという雪崩情報の発信についてニセコの大変信頼を得る情報として今定着していることから、これらについてはもっとしっかり行政としても支援をしていくということで、今後とも進めていくということで合意しております。

26ページ目、9として、函館市長との意見交換ということで、倶知安町の西江町長と、それから小樽市の当時の貞村副市長と函館市長と面会をし、函館新幹線開業にあつての当後志地域、ニセコエリア

における交通問題、あるいは協力をして行う観光イベント等についてお話し合いをさせていただいたところでございます。

また、その下、11 番目でありますが、日中観光文化交流団への参加ということで、今般北海道庁あるいは北海道観光振興機構からニセコ町からぜひ出席して、ニセコエリアの情報発信してほしいという強い要請がありまして、北海道あるいはニセコエリアの観光客数も中国各地から直行便就航もあり、今後大きな伸びが期待されるということなどから、林副町長に出席をしてもらったところでございます。これは、日本観光協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会による実行委員会が主催しており、中国北京市の人民大会堂において日中観光交流の夕べが開催されたところでもあります。北海道からは、北海道知事、北海道観光機構の近藤会長さん初め政府与党関係者を中心に多くの皆さんが出ておられまして、総勢は 3,200 名、北海道から 176 名が出席をしたところでありまして、北海道の投資拡大とニセコ誘客へのPR活動を行ったところでございます。

その下、12 として、ニセコリゾート観光協会の取締役会等各種会議が 27 ページ上段にわたってそれぞれ開催されております。

27 ページ目の中ほどでありますが、14 として平成 26 年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況について記載をしております。

以下、後志観光連盟ほか各種会議が 28 ページにわたってそれぞれ行事等が行われております。

28 ページ目の中ほど、20 として商工業の振興についてということで、記載のとおり活性化委員会が開催され、あるいは綺羅カード、ポイントカードの取り組み状況、記載のとおりとなっております。また、ニセコ町が行っております起業者等の支援事業、記載のとおり、29 ページ目の上段に本年度、現在要望件数が3件ということで記載をさせていただいたところでございます。

29 ページ目、中ほどでありますが、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況ということで、それぞれ記載のとおり相談受け付けを行っておりますが、ここに載らないいろんな相談が結構今頻繁に行われているというような状況であります。今後とも相談窓口の利活用に努めてまいりたいというふうに考えております。

29 ページ目、下のほうでありますが、建設課の関係で、それぞれ公営住宅の整備関係、これらについてのまちづくり町民講座が行われたこと、あるいは 30 ページ目にわたってそれぞれ会議が行われ、30 ページ目の中ほどでありますが、第9回ニセコ町都市計画審議会が開催されたところでもあります。

また、国土利用計画法に基づく土地取引の状況について、5として後段記載のとおり書いてございます。

次、31 ページ目をめくっていただきまして、一番上段が景観条例に基づく協議状況、記載のとおりであります。

また、道道ニセコ停車場線の歩道工事に伴う土地交換の財産取得状況について書かせていただいております。

その下、上下水道の関係であります。記載のとおり、5月8日、この日は第3回町議会臨時会を開会させていただいた当日でありまして、地域的には高橋議長のところには大変ご迷惑をおかけしておりますが、かなり大きな亀裂、断裂が生じておりまして、大きな石がその下に入っておって、この石を取り除こうとしたわけでありまして、全く取り除けるような実は大きさではなかったものですから、石の上部を削って、しばらくの間もつであろう期間を石を削るという大変な作業だったのでありますが、ゆとりを持たせて埋め戻すということで復旧工事を行っております。この被害状況については、記載のとおり、第2配水池からの配水を行ったり、ポリタンクの準備等をさせていただきましたが、実際には苦情もなく、皆さんのご協力のもと無事終わったところでございます。今後とも水道管の維持管理等十分留意をしてみたいと考えております。

次に、32 ページ目、農業委員会の関係であります。農業労務賃金協定会議等、以下農業委員会の各種会議記載のとおり行われておりまして、一番下、北海道選出国會議員要請集会や農業委員会の会長大会等に会長、事務局長が出席をしたところでございます。

次、めくっていただきまして 33 ページ目、消防の関係であります。羊蹄山ろく消防組合の町村長会議等、定例会含めて記載のとおりでございます。

その下の後段のほうであります。3として羊蹄山ろく消防組合消防力整備 10 年プランの会議等行われておりますが、羊蹄山ろく独特の自賄い方式と北海道独自の方式で給料がそれぞれの支署によって違っていたり、人事も一元化いまだに完全にはされていないということでありますので、この計画に基づいてでき得るだけ一本化をして、羊蹄山ろく消防組合が独自で機能を発揮できるように町としても支援してみたいというふうに考えております。

その下、ニセコ町婦人防火クラブの定期総会が開催されております。

34 ページ目であります。全道春の火災予防運動パレード、4月 20 日に開催をされたところでございます。

また、その下、ことしから新たに始まったものであります。ニセコ町少年消防クラブ結成式ということで、5月 23 日開催をされたところでございます。今日、日本社会はさまざまな災害が多発しており、少年期からの災害意識の啓発が大変重要となっております。全国各地で設立されつつある少年消防クラブは、少年少女にとって災害や防災について学ぶ貴重な機会であり、将来の地域防災を支える人づく

りとして大変重要な意義を持っているというふうに考えております。このたびニセコ町民センターにおいてニセコ少年消防クラブが開催され、結成式には第1期生となる小学5、6年生8人が来年2月の修了式まで月1回のペースで消火や救急訓練などを行い、防災に関する活動に取り組むということにしております。希望としては20名ぐらいの皆さんが参加をいただいて、毎年こういったものができればというふうに考えておまして、今後も多くの少年少女が入会し、少年消防クラブの活動が継続されるということが重要だと考えておりますので、今後ともご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

その下、7として災害出動、記載のとおりかなり多くの出動を35ページまで行って、記載をさせていただいております。34ページ目の下段であります。5月3日の日にカヌーが転覆しているというような情報があり、警察等で調査したところそのカヌーが流されたということで、人が流されている危険があるということで翌朝早朝より道警ヘリにより河川流域捜索を行ったところ、その捜索中にカヌーを誤って流した者がいるという情報があり、活動を終了したところであります。カヌーであるとかボートがひっくりかえっていれば当然人が巻き込まれているのではないかという判断が通常だと思っておりますので、こういった場合については速やかに警察等の関係機関にお知らせをしてもらうよう各関係のこういったアウトドア会社に連絡をさせていただいたところでございます。

35ページ目、下のほうに8としてニセコ救急の出動先別出動状況、記載のとおりでございます。

以下、36ページ以降、建設、委託等の工事関係について記載をさせていただいておりますので、後ほどごらん賜ればというふうに考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(高橋 守君) 次に、教育長、菊地博君。

○教育長(菊地 博君) おはようございます。それでは、私のほうから教育行政報告を申し上げます。

第4回ニセコ町議会定例会に当たり、教育行政報告を行います。

教育行政報告、平成27年6月19日提出、ニセコ町教育委員会。

それでは、お手元の報告書1ページをお開きください。大きな1として、教育委員の活動を記載しております。まず、(1)、教育委員会議についてですが、2ページ中段ほどまで3月から5月にかけて開催いたしました定例会及び臨時会の状況を記載しております。①の3月4日、第2回定例会におきましては、平成27年度ニセコ町教育費予算案の内示等5件の報告及び平成27年度教育行政執行方針など6件について審議をしております。また、その他としまして、幼児センター増築計画について説明を行っております。

続いて、②の3月27日、第3回臨時会におきましては、記載のとおり、報告事項3件、議案4件につきまして審議をしております。報告において平成27年度の町立学校教頭及び一般教職員の人事異動につきまして教頭が1名、一般教職員が9名転出となっております。

③の4月15日、第4回臨時会は夜間開催をいたしました。報告におきまして3月臨時議会において同意をいただきました教育委員の下田伸一委員の任命についての報告、さらに委員長職務代行者の指定と議席の決定を行っております。委員長職務代行者につきましては、川原与文委員が指定されております。また、その他としまして、町民プール基本構想、幼児センター増築計画、高校の屋体再整備につきまして経過状況を説明しております。町民プールにつきましては、今後のほかの施設を含める運動施設全体構想の中でさらに継続して検討を進めることになっております。

2ページに移りまして、④の5月20日、第5回定例会では、ニセコ町放課後子ども教室運営委員の委嘱のほか各種委員の委嘱の決定など11件の報告、9件の議案について審議をしております。また、その他としまして屋体整備など3件について説明を行っております。この間の教育委員会議会で説明を行いました幼児センター増築計画及びニセコ高校屋体再整備につきましては、22日の政策案件等説明会にて詳しくご説明する予定になっております。

次に、(2)、第1期学校訪問を行っております。年に3回を予定しております各学校への教育委員訪問の第1回目を5月20日、25日の2日に分けて各学校及び幼児センターを訪れ、今年度の経営方針の説明、意見交換、授業参観を内容として実施をしております。

続いて、3ページをお開きいただきまして、大きな2の学校教育の推進についてでございます。まず、(1)、学校運営につきまして、町内各学校の卒業式、入学式、参観日等学校行事について記載をしております。

中ほどにあります③、転入教職員辞令交付式につきまして4月3日に町民センターにて実施をしておりますが、今年度の人事異動により転入及び町採用の教職員15名につきまして辞令交付を行っております。

次に、4ページのほうに移りまして、上段にありますニセコ中学校3年生の修学旅行では京都市を訪れ、河村能舞台にて能楽の体験を、また2年生につきましては見学旅行で札幌市で劇団四季のキャッツの鑑賞を行ってきております。いずれも児童生徒の芸術文化体験活動として補助している事業ですが、能楽体験ではふだんとは異なる緊張感の中、挨拶やおじぎの仕方、歩き方など伝統芸能の一端を学ぶことができ、またキャッツの鑑賞ではどの生徒も感動が非常に大きかったようで、その日の宿泊ホテルの中で動作をまねる生徒がいるなど、もう一度見たいという感想が非常に多かったようです。この

ようにふだん教室ではなかなか味わえない芸術文化体験は、児童生徒の情操面を育てる上で非常に有意義なものであり、今後も各学校と相談する中で進めてまいりたいと考えております。

次の会議、研修等につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、5ページをお開きいただきまして、中ほどにありますニセコ町校長会教職員研修事業による教職員研修につきまして、27年度は3年目の年ということになります。昨年は9件、延べ教職員62名の参加がありました。内容は、特別支援教育や外国語授業にかかわる視察、アクティブラーニングに関する練習など、9件のうち7件は奈良県、秋田県、東京都など道外で開催された研修に参加をしております。今年度も教職員の資質能力向上を目指し、有効に活用、実施を行ってまいりたいと考えております。

次の⑧、平成27年度の全国学力・学習状況調査についてですが、今年度は4月21日に小学校6年生、中学校3年生を対象に国語、算数、数学、理科の3教科による学力調査及び質問紙調査を実施しております。各学校では、国や道の結果公表を持たずにテスト後すぐに自己採点や結果分析などを行い、児童生徒の課題を把握するとともに、日ごろの指導改善につなげていくよう取り組みを進めているところであります。

次に、6ページに移りまして、(2)に来年度の教科用図書の新採択手続、(3)に児童生徒の状況について記載しております。(3)の①にありますように6月1日現在の児童生徒就学援助費の認定状況であります。今年度は32世帯50名となっております。昨年比で5世帯3名の増加となっております。

②は、各学校に在籍しております児童生徒一覧表となっております。ニセコ小学校、ニセコ中学校ともに2年生のみが2クラス学級ということになります。

③には特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況を記載しております。今年度は、特別支援学級はニセコ小で3、近藤小で1、ニセコ中で2学級あります。在籍児童生徒数は合計で9名、道費負担の教員数は8名であります。このほか普通学級において特別支援を要する児童生徒への指導、支援として町費負担による特別支援講師を3名ニセコ小に配置しております。このような体制で児童生徒の教育的ニーズを把握し、よりきめ細かな指導、支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、7ページをお開きいただきまして、(4)に学校保健関係として3月から5月にかけての出席停止人数、②には各種健康診断の実施状況を記載しております。

次に、(5)、幼児センター及び子育て支援センターの関係につきまして7ページから9ページまで記載しておりますが、今年度の入園児童につきまして7ページの②にありますように合計で140名、昨年比でプラス6名であります。ゼロ歳から2歳児までは合計しますと32名になりますが、いわゆる待機児童についてはございません。

8ページに移りまして、園児の健康安全につきまして各種検診を行っております。フツ化物洗口につきましては、5歳児が7名、4歳児が7名の希望による実施となっております。4歳児は、現在水うがいの練習をしているところです。状況を見ながら、一応7月15日をめどにしながら本実施に移りたいというふうな予定になっております。

⑤の預かり保育の状況ですが、4月、5月の2カ月間の利用状況がことしは延べ161名となっております。昨年に比べて108名の増となっているようです。これは、1つの家庭が月に10回まで利用可能ということですが、複数回利用するケースが非常にふえているということで、昨年よりもふえている理由になっているようです。

次に、⑥、子育て支援センターの関係につきまして利用者状況、一時保育、休日保育の状況を記載しております。

9ページをお開きいただきたいと思います。ニセコ高等学校関係につきまして、①に今年度の入学生徒の状況、②に寄宿舎の入寮状況について記載をしております。

10ページのほうに行きまして③、北海道開発局とのパートナーシップ協定の締結ということで、小樽開発建設部とニセコ高校による教育支援パートナーシップに関する協定を3月25日に結びまして、今後これにより開発局による出前授業の実施などが可能になってくると考えております。

④、花、野菜苗販売会ですが、5月の23、24日に開催をいたしました。昨年に続き来場者が1,000名を超えるという大盛況であったということであります。その後、高校生による植栽活動を実施しております。ニセコ町役場など町内の各所に花壇の造成及び花を植える実習を行っており、毎年町内美化に寄与する活動に高校生が積極的に取り組んでおります。

続いて、⑥、昨年の12月に続くニセコ高等学校振興対策会議をことしは第1回として6月3日に開催をしております。現在実施しておりますいろんな諸施策について、今後のあり方を含めて意見交換を行っております。今後さらに検討を重ね、具体的な振興策を示してまいりたいというふうに考えております。

次に、⑦、各種大会参加状況であります。10ページから11ページ中ほどにかけて記載をしておりますが、4種目全てで全道大会に進むことが決まっております。あす、あさつと旭川その他で定体連の全道大会が開催されます。昨年に続く各種目での全国大会出場の期待が持てるところでありますが、卓球女子団体につきましては昨年優勝ということで既にことしの全国への出場権を得て、今年度も参加する予定になっております。今後所定の規定にのっとりまして参加費の予算を組みたいと考えておりますので、またご理解のほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、(7)、学校給食センター関係であります。26年度第3回運営委員会を3月の23日、27年度に入り学校担当者会議を5月の12日、運営委員会を5月の26日に開催しております。

12ページに移りまして、大きな3、社会教育、社会体育の推進についてでございます。(1)の社会教育活動につきまして第6回社会教育委員会議、放課後子ども教室、成人学級、寿大学の活動状況について記載しております。この中で放課後子ども教室は、今年度から週に2回の開催をしております。放課後の子どもたちの活動をより充実化を図りたいという考えのもとで、有意義な時間を過ごしているということであります。

次に、13ページに移りまして、中ほどの(2)、文化、図書活動の有島記念館普及事業についてであります。毎年有島武郎の命日にちなんでしのぶ会である星座忌を開催しておりますが、ことし6月6日に実施をしております。内容は、有島武郎についての解説、参加者全員による黙禱、そして土の香の会、榎原会長による献花、そして能登谷安紀子さんのバイオリンリサイタルという内容で、参加者が127名という非常に多くの方が集まる中での星座忌となりました。議員の皆様にも多数ご出席をいただきまして、改めてここでお礼を申し上げたいというふうに思います。

14ページに移りまして、③に学習交流センターあそぶっくの平成26年度の利用状況及び27年4月の利用状況を記載しております。26年度につきましては、入館者数、図書貸し出し冊数ともに前年度に比べてまた大きく上回っている状況であります。

あそぶっくの会の活動状況につきましては、④としましてその14ページの下段のほうから15ページまで記載のとおりでございます。

16ページの中ほどのほうに進んでいただきまして、(3)、社会体育、スポーツ活動について、記載のとおりでございます。

次に、17ページには平成26年度の体育協会の表彰式について記載をしております。5月の7日に開催をいたしまして、最高賞であるスポーツ栄光賞には昨年度の定体連全国大会で見事に優勝しましたニセコ高等学校の女子卓球部と女子バドミントン部が選ばれております。以下、振興賞、奨励賞は記載の方々が受賞されております。

最後、18ページに移りまして、今年度のスポーツ行事の幕をあげる運動公園開幕スポーツ大会を5月の31日に開催をいたしました。野球競技、パークゴルフ、ゲートボール、それぞれ優勝された方、そしてチーム名を記載しております。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋 守君) これで行政報告は終わりました。

この際、午前11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 請願第1号

○議長(高橋 守君) 日程第5、請願第1号「平和安全法制」の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書の採択を求める請願書の件については、会議規則第91条の規定に基づき総務常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 陳情第6号

○議長(高橋 守君) 日程第6、陳情第6号 町道東五条通道路改良舗装工事に関する陳情書の件については、会議規則第91条の規定に基づき産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第7 報告第1号から日程第9 報告第3号

○議長(高橋 守君) 日程第7、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての件から日程第9、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての件まで3件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) よろしく願いいたします。それでは、日程第7、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についてでございます。

この報告第1号から第3号まで、自治法の規定に基づきまして、町が資本金等の2分の1を出資している法人について経営状況を説明する資料を提出するというものでございます。

なお、これから説明させていただく中で金額については、その内容に応じて円単位、1,000円単位、万単位と使い分けて説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

議案の4ページをごらんいただきたいと思います。報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について。

地方自治法第 243 条の3第2項の規定により、ニセコ町土地開発公社の平成 26 年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成 27 年6月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、5ページ以下、経営状況報告書となっております。6ページの一番上、平成 26 年度の事業報告でございます。(1)、理事会の開催状況、本年5月 27 日に開催されております。記載のとおり事業報告等の報告議案について審議されております。(2)、平成 26 年度の公社の事業報告でございますけれども、①、事業概要といたしまして土地造成事業、分譲中のさくら団地1区画の買い戻しを行っております。26 年度の末時点では残りは1区画となっております。②、事業費に関する事項ということで、ごらんのとおり販売、一般管理費9万 6,364 円の支出でございます。

次に、7ページ、損益計算書でございます。1番、事業収益としまして(3)、土地造成事業収益 452 万 7,600 円減となっておりますけれども、これは先ほどお話ししました1区画の買い戻しによるものでございます。2番、事業原価、(3)、土地造成事業の原価 364 万 5,120 円減となっておりますけれども、これも今ほどと同様の買い戻しの原価でございます。したがって、事業総利益は 88 万 2,480 円の損失計上でございます。3番、販売及び一般管理費は先ほどの販売、一般管理費でございます。役員の旅費、役務費として草刈り代、公租公課費、これらは例年どおりで、事業利益は 97 万 8,844 円の損失計上でございます。4番、事業外利益はごらんのとおりでございます。合わせまして経常利益は 95 万 9,912 円の損失、当期純利益も同様でございます。

8ページ、貸借対照表でございます。資産の部、現金、預金 3,577 万円、次に完成土地の原価分が 504 万円ということでございます。それから、固定資産、出資金、長期定期預金合わせまして 7,001 万円ということで、資産の合計は約1億 1,082 万円ということでございます。

続きまして、負債の部でございますけれども、流動負債、未払い金として3月 31 日現在で町の道民税の未払い金7万円。それから、資本の部では、基本財産、町からの出資金 500 万円、準備金としては前年度の繰越金がほぼ前年度と同様の水準でございますけれども、1億 575 万円あるということで、資本の計としましても1億 1,075 万円と、これも前年とほぼ同額でございます。

次に、9ページ、キャッシュフローの計算書でございます。会計期間内の資金の増減の状況ですが、事業活動によりましてキャッシュフローは1区画買い戻しについての 452 万 7,600 円を計上してございます。その他業務支出、受取利息等は、先ほど説明上したとおりでございます。事業活動によるキャッシュフロー460 万 5,032 円減ということでございます。投資活動、財務活動はありませんので、一番下の6番、現金、現金同等物期末残高は期首残高から減の 3,577 万円ということでございます。

11 ページは財産目録、12 から 13 ページは事業明細、その他明細でございますので、後ほどごらんいただきまして、14 ページは現在公社が持っております資産、現金以外の資産での土地の明細書でございます。(1)、完成土地、上段が第1期のさくら団地の宅地で、分譲後の調整地の記載でございます。下段、第2期分につきましても調整地分と買い戻しによる土地の増加分の記載でございます。

15 ページは後ほどごらんいただきまして、16 ページが平成 26 年度決算を踏まえました監査の報告でございます。

17 ページが平成 27 年度公社の事業計画と予算でございます。事業計画としては、①に公有地取得事業、こちらは町からの申し入れによる先行取得について今後協議を行いたいと思います。②番、さくら団地第2期の販売でございます。買い戻しとなった1区画について引き続き販売を行うということでございます。③番、その他で、一昨年度実施いたしました宅地利用可能土地調査委託の結果を踏まえて、理事会において事業について検討いたします。

それから、(2)、予算及び資金計画でございますけれども、収入としてさくら団地の売却収益を見込み、支出につきましては販売、一般管理、その他で 23 万円です。収入と支出を差し引きまして、現金の増加額は 431 万 9,000 円を予定しております。

18 ページ、役員の名簿でございます。

なお、土地開発公社につきましては、ご説明したように財務諸表は非常に良好でありまして、資産超過、非常に健全な財政状況でございますけれども、買い戻しとなったさくら団地の分譲地1区画の販売を行います。また、今のところ公社による具体的な公有地の取得、造成の計画はございませんが、ニセコ町内での宅地利用可能性について土地調査の委託の結果を踏まえて宅地可能性を検討いたします。引き続き、町の住宅、土地政策におけるあるべき町、公社、民間の役割を踏まえながら、公社のあり方について引き続き検討していくということで議論がなされております。

報告第1号については以上でございます。

続きまして、日程第8、報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についてでございます。議案の 20 ページをごらんいただきたいと思います。報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について。

地方自治法第 243 条の3第2項の規定により、株式会社キラットニセコの平成 26 年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成 27 年6月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

めくっていただきまして、21 ページをごらんいただきたいと思います。経営状況報告書でございます。これに基づきまして平成 26 年度決算が6月 17 日の株主総会で了承されております。経営状況の

概況ですけれども、今期は消費税が増税されておりますが、お土産品等の一部を除いて値上げを行わず、町から緊急雇用創出推進事業、温泉コンテンツ強化事業を受託しまして、臨時職員1名を配置してイベントやキャンペーンの実施とPR活動の強化に取り組み、入館者数と売り上げの増加を図りました。

2の売り上げについては、今期の入館者数は9月と12月を除き前期を上回りました。増加要因としては、天候に恵まれ、人の動きが活発だったこと、外国人観光客向けのチラシを作成、配布したことにより外国人の利用者がふえたことなどが挙げられます。また、今期から高齢者と障害者を対象とした扶助収入単価が増額となりまして、売上額の増加につながっております。結果、入館者数は、対前年比102.9%の11万403名、3,211名増となりまして、総売上高は対前年比107%の6,044万6,000円、395万3,000円増となりました。

3の経費につきましては、販売費及び一般管理費は対前年比101.2%の4,970万2,000円となりました。主な増加要因は、ニセコ町から受託した事業による人件費や販売促進費の増加、電気自動車急速充電器の設置による維持管理費の負担などがあります。また、削減要因としては、燃料価格が下落したことにより対前年比96.2%、73万7,000円が減額となりました。このほかにも電気自動車急速充電器を設置したことによりまして、国庫等の補助金として総額で493万円を収入しております。以上によりまして、売上額から一般管理費を差し引いた営業損失は22万円となりますが、補助金等の営業外収益を加えた当期損益は、対前年比516万3,000円増の182万8,000円の黒字となりました。

次に、収益事業報告ですが、(1)、入館使用料の今期売り上げは、対前年比104.6%の3,644万8,000円となりました。22ページになりますが、扶助事業収入につきましては町が発行する減額認定証を持つ70歳以上の高齢者と障害者の入館扶助料については、キラットニセコの負担額をなくしたこともありまして、対前年比128.7%の549万3,000円となっております。(3)の貸し室売り上げについても対前年比102.3%の114万2,000円となっております。(4)の賃貸料については、食堂の閉店はありませんでしたが、自販機、ゲーム機及びコインランドリーの売り上げ増によりまして対前年比116.1%の223万3,000円となっております。(5)の販売収入について、販売収入は前期とほぼ同額の1,390万3,000円となりました。JRの特急スプリ、ワッカ号とSLニセコ号の運行日には、ニセコ駅ホームにてお土産品等の販売を行っております。(6)の委託収入について、収入はニセコ町からの委託業務、緊急雇用創出事業、温泉コンテンツ強化事業委託業務のみで、受託金額は148万9,000円となっております。

次に、補助事業報告ですが、電気自動車急速充電器スタンド設置事業として、CO₂削減に寄与するために電気自動車の普及に必要な充電スタンドを設置しております。設置費と維持、電気代は、機器

耐用年数である8年間は国庫補助金と日本充電サービス合同会社の権利金により交付されます。交付対象外となる消費税や固定資産税については、ニセコ町の補助金により充当しております。

それから、23 ページの中ほどから 27 ページにかけましてイベント、キャンペーンの関係ですけれども、綺羅乃湯におけるイベント、キャンペーンの実施は、集客増を狙うため大切な取り組みとなっておりまして、綺羅乃湯1日当たりの昨年の平均入館者が 349 名ですけれども、イベントを開催しますと大体その 1.5 倍が入っているということでありまして、この期におきまして6月の 13 周年記念感謝フェアに始まり、さまざまなイベント、キャンペーンを実施しているところでございます。

28 ページまで進んでいただきまして、28 ページの売り上げ実績表ですけれども、こちらも今ほどお話ししたところを表にしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

29 ページ、貸借対照表でございます。流動資産 1,777 万円ということで、前年と比べ 103 万円増となっております。固定資産 252 万円、合計資産は 2,030 万円ということで、前年と比べて 219 万円増となっております。右側、負債ですけれども、流動負債 538 万円と前年から 36 万円の増、右側の下、純資産、株主資本 1,491 万円と利益剰余金が 392 万円程度ということで、利益剰余金については前年よりも 183 万円程度ふえているということでございます。

続きまして、30 ページ、損益計算書でございます。売り上げ 6,044 万円、仕入れの基本となります原価が 1,096 万円で、差し引き 4,948 万円が売り上げ総利益となっております。以下経費等差し引きまして当期は 182 万 8,000 円の黒字決算ということでございます。

31 ページ、販売費、一般管理費でございますけれども、大きく前年と比べて増減のあったものについては、給料手当、法定福利費、厚生費合わせて前年と比べて 87 万円ほど増額しております。それから、水道光熱費は電気料金の値上げがありましたが、重油代の単価減によりまして 73 万 7,000 円ほど減少してございます。

32 ページ、株主資本等変動計算書でございますけれども、資本金、特に変動はありませんので、利益剰余金は今期の利益 182 万 8,299 円ありますので、期首で 208 万円から期末で 391 万円ということで、合わせて純資産 1,491 万円ということでございます。

34 ページに監査報告書、決算をもとにご承認いただいているということでございます。

続きまして、35 ページ、27 年度の事業計画ですけれども、引き続き地域の商工観光振興、活性化に努めて、町民の健康増進を図り、近隣町村や観光客の皆さんとの交流の場になるような取り組みを行ってまいります。まずは、中央地区のにぎわいを創出するため、各種イベントの開催など地域の方々と連携し、地域活性化につながるよう取り組んでまいります。今期は地域おこし協力隊員1名が配置されておりまして、JRの臨時列車でのお土産販売等の売り上げ増額を図ることと近年増加しております

外国人観光客の受け入れ態勢の強化を図りまして、リピーターの確保と入館者数増を実現するため、引き続き努めまいります。また、現在募集しております館内の食堂について早期に営業ができるように取り組むとともに、知名度の向上を図るため今までの情報発信に加えて外国人観光客の増加を図るため、ひらふ地区への家族風呂のPR、さらなる観光客誘客として札幌、千歳空港、函館を拠点とした観光ルートにある近隣の道の駅やレンタカー店にパンフレット等を配付しまして、誘致活動を積極的に行い、入館者の増加に取り組んでまいります。また、衛生管理の保持とさらなる向上、そして経費全体の40%を占めます水道光熱費の削減を中心に取り組みます。なお、施設がオープンしてから14年が経過しておりまして、さまざまな経年劣化、その他設備の更新も必要となってくる部分がありますので、計画的に対処するという事で、本年度では36ページに記載の施設改修工事を予定しております。

めくっていただきまして37ページです。収支予算書でございます。使用料で3,778万円、販売収入でも1,470万円の収入を計上しておりまして、平成26年度の実績を上回る売り上げを目指すということでございます。平成27年度収入の合計では、委託収入の減もありまして、対前年決算額の比率では42万円の減を見込んでおります。支出のほうですが、給料手当、法定福利費は臨時職員減により減額、広告宣伝費では25万円減、それから電気料金値上げ分を前年実績プラス22万円、重油については単価の高騰を見込みまして前年実績プラス172万円の予算になっていますけれども、それ以外の一般的な支出については全体的に節約する基調ということになってございます。

最後に、38ページに役員の名簿がございまして、記載はございませんけれども、綺羅乃湯の正職員は5名、パート5名、地域おこし協力隊1名の11名体制で事業を実施していくということでございます。

報告第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についてでございます。

議案の40ページでございます。報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ニセコリゾート観光協会の平成26年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成27年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

41ページをお開きください。経営状況報告書でございます。まずは、収支の概況ですけれども、売り上げ収入、原価、販売管理費とも前年比増額しております。今年度の営業損失利益は1,829万6,000円となりましたが、営業外収益としてバス運行事業、ラジオ運営補助の各種助成金が2,401万4,000

円となり、税引き前当期利益額は対前年比 160.5%の 539 万円となっております。また、平成 26 年度の道の駅ニセコビュープラザ利用者数は 62 万 9,000 人で、前年比 7,000 人の増加となっております。

各事業につきましては、41 ページ中ほどからごらんいただきたいと思います。観光客の誘客宣伝として、地域の情報を町外へ宣伝することを目的として各種媒体を用いた観光情報発信及びマスコミ取材を協力活動を行っております。地域資源の魅力アップ事業としては、湯めぐりバス、温泉ソムリエの育成、中央地域振興会との連携事業を行っております。ニセコエリアでの地域イベントの運営支援、協賛としましては、ニセコグリーンバイク事業、ニセコ山開き事業、森のカフェフェスinニセコ等々42 ページにかけまして事務局運営及び協力を行っております。特産品販売では、地域製品の販売額の増加に努め、売り上げは対前年比 110.8%の 9,258 万円となりました。次に、地域内の連携を目的に各種部会及び会議に参加を行っております。旅行事業では、ニセコ町で開催されました全国、全道規模の大会の地域内の宿泊等の手配及び会議運営の支援、来訪者への旅行サービスの提供を行ったほか、ニセコ町内の小中高等学校の教育旅行を中心に町民の皆様の旅行サービス提供を継続して行いました。旅行事業の売り上げは、対前年比 132.1%の 4,857 万円となりました。内訳は、アウトバウンドが 73.4%、インバウンドが 26.6%となっております。放送部門においては、地域内の情報や地域生活に必要な情報を発信する番組の制作を行うに当たり、多くの町民の方に出演をいただいております。また、各社イベント司会業務、ラジオニセコ放送劇団の活動支援を行うことで新たなコミュニティーを醸成をしたり、ラジオニセコフォーラムを開催することでニセコのことを考えるきっかけを創出するなど、ニセコのきずなを深めるラジオとしての役割も果たしてきました。

それから、43 ページ下段、2 番の(1)、受託事業ですけれども、今期のJRニセコ駅受託手数料収入は、冬期の切符収入増によりまして対前年比 108.7%の 303 万円となりました。また、今期のニセコ町からの受託業務は、受託事業の減少などにより対前年比 80.2%の 1,544 万円となっております。

44 ページになりますが、今期のニセコ町からの補助金は、補助対象事業の減少から対前年比 85.3%の 1,792 万円となっております。

45 ページは、会社の概況でございますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

次の 46 ページ、貸借対照表でございます。流動資産 4,573 万円ということで、前年 3,238 万円でしたので、1,335 万円増加しております。内訳として、現金、預金と未収金は大幅増になっておりまして、売掛金が大幅に減となっております。それから、固定資産 720 万円ということで、資産の合計 5,294 万円と前年より 1,365 万円ほどふえております。右側、流動負債 1,697 万円で、内訳として買掛金、未払い費用等大幅にふえております。純資産、株主資本 3,597 万円ということで、うち利益剰余金は 1,597 万円と前年度と比べて 388 万円の増ということでございます。

47 ページにお進みください。損益計算書でございますけれども、1億 7,155 万円の売り上げがございまして、売り上げ原価を差し引いた純利益は 4,287 万円、これから販売費及び一般管理費の 1,829 万円を差し引き、利子、助成金等の営業外収益を加えて営業損失と法人税を差し引くことで最終的には 388 万 2,000 円の利益ということになってございます。

続きまして、48 ページでございます。販売費及び一般管理費ですけれども、役員報酬は取締役報酬辞退により 213 万円の減、給料手当、賞与、退職金、法定福利費合わせて 4,095 万円で 509 万円ふえておりますけれども、人の入り繰りはございますが、実質社員 1 名増が理由でございます。それから、通信費 62 万円増となっておりますが、こちらはインターネットラジオ利用料、携帯利用社員 2 名増によるものでございます。消耗品費 51 万円増は、理由は事務用品費に計上しておりました文具類の科目の移動に伴う増となっております。租税公課で 77 万円の増、水道光熱費は本社機能の移転により 33 万円の減となっております。

49 ページ、株主資本等変動計算書でございます。資本金額は変わりありませんので、利益剰余金、前期が 1,208 万円で、当期純損益を差し引きました当期変動額合計 388 万円で、当期末残高は 1,597 万円となります。純資産は、ごらんのとおりでございます。

51 ページから 54 ページは、参考資料といたしましてニセコリゾート観光協会の本務事業分と放送事業分に分割した貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費となります。後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

55 ページにお進みください。この決算に関する監査報告でございます。

56 ページ以降に平成 27 年度の事業の計画、それから予算について計画されております。今年度の事業実施コンセプトは、受け入れ態勢基盤の強化といたしまして、事業執行体制を確実なものにして、みずから収益事業を展開するするほか関係機関と連携して地域課題の解消に挑戦し、地域社会の観光振興に寄与することを目指しております。

さまざまところから注目を集めているニセコでございますが、年々外国人を含めて観光入り込み者数がふえ続け、以前とは違うステージに入ってきている現状を踏まえまして、行政、各事業者、関係団体などがそれぞれに果たす役割を理解し、役割が重ならないようニセコ観光圏としての連携も図りながら、ニセコを訪れる観光客に対するサービスに特化した事業を展開していきます。

観光客受け入れ態勢の確保として、JRニセコ駅運營業務、ニセコビュープラザ管理業務、駅、道の駅での観光案内業務、案内所での宿泊予約を継続して行います。2次交通の確保として、地域内バスの運行の継続とニセコグリーンバイクプラスの運用を新規で行います。地域振興事業といたしましては、地域内で開催される観光イベント等を支援する事務局運営やスタッフ派遣などを行いまして、地域

のコミュニティーを活性化させながら、事業の実施を支援いたします。57 ページになりますが、地域活性化の活動支援といたしまして、中央地区活性化事業やスタッフトレーニング事業の継続とともに、新規でスキーをしない観光客の動向調査を行う中から新たなコンテンツづくりの基礎資料を作成いたします。また、温泉ソムリエ、ニセコ温泉郷の効果的な利用、温泉のよさを伝えていきます。観光情報の発信及び特産品販売を進め、特産品開発に力を入れていきたいというふうに思っております。旅行事業につきましては、本年事業のコンセプトであります受け入れ態勢基盤の強化を積極的に行うために、インバウンド、アウトバウンド事業は継続いたしますが、今後はニセコ地区への着地型旅行事業の推進をチームビルディング手法の活用や着地型旅行事業のツールを有する事業者との連携を視野に入れまして注力いたします。58 ページになりますが、事務執行体制の強化といたしまして、事務局長の採用により事業の円滑な執行及び適正な労務管理、経理の処理に努めまして、本社事業部4名、放送事業部3名、観光案内人としてパート6名の体制を確保し、配置の適正化を図るために字本通の本社を廃止、道の駅とJRニセコ駅の2カ所に職員を配置し、案内業務等のサービスを強化いたします。放送事業につきましては、町民の出演機会をふやすとともに、地域情報の発信、災害や有事の際の緊急情報の提供、インターネットを使った全世界への発信などに努めます。さらに番組の充実を図り、皆さんに聞いてもらえるラジオづくりに引き続き取り組んでまいります。また、地域の子どもたちの参加を促すことを目的に各学校ともさまざまな取り組みを実施してまいります。

それから、60 ページ、27 年度の予算であります。収入において対前年度決算額対比 99 万円減の 1 億 9,458 万円を見込みまして、支出については前年度決算対比 407 万円増の 1 億 9,425 万円を計上しております。

最後の 61 ページ、現在の役員名簿ですけれども、会社組織は3月 31 日現在であります。

報告第3号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、竹内君。

○5番(竹内正貴君) 充電器のスタンドが導入されたということで、これから広がっていくのかなという感じではいるのですが、実際これ運営されるような状況になりましてからは充電量とかそれらが出てくると思うのですが、その辺を含めて今それに向けて予算とか何か考えていることがあれば教えていただきたいと思うのですが。

○議長(高橋 守君) 商工観光課長、前原君。

○商工観光課長(前原功治君) ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの運営につきましては、町のほうで電気代等の不足分、国のほうからの助成金が先ほど申した8年間については継続されるものですから、その中で対応にならない部分、固定資産税であったりだとか、そういう部分については町のほうから助成を引き続きしていきたいというふうに考えております。

○議長(高橋 守君) 竹内君。

○5番(竹内正貴君) 言っていることはわかります。圧縮して償却していくということなのだろうと思うのですが、実際問題今運用で動いているのは町の手だけかなという感覚ではいるのですが、ほかのほうからも来ているところがあるのであれば、その運用実績も含めてお伺いしたいのですが。

○議長(高橋 守君) 前原課長。

○商工観光課長(前原功治君) 申しわけありません。運用実績としての具体的な数字までは、きょう今手元に持ってきてはいないのですが、配置してから十数台実績があるということで、町のほうがあそこで充電をするということは基本的にはしていないものですから、お客様がお使いいただいているというふうに伺っております。

○議長(高橋 守君) 副町長。

○副町長(林 知己君) 済みません、利用状況、職員が詳細な数を把握していないとお答えしている部分もあるのですが、支配人からちょっとお聞きしている部分では十数台というふうにお聞きしております。ニセコ町の電気自動車については、ニセコ町独自の充電器を持っていますので、そちらのほうは利用してございません。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これにて報告済みといたします。

これより報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これにて報告済みといたします。

この際、午後1時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時58分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長(高橋 守君) 町長から午前中に報告が終わりました株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告において説明内容の一部誤りがあり、訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、議案の47ページをお開き願いたいというふうに思います。議案の47ページ、株式会社ニセコリゾート観光協会の説明中、損益計算書、中ほどの販売費及び一般管理費、販売費及び一般管理費は6,117万円でございますが、その下の営業損失1,829万円と報告してまいりました。ここに訂正しておわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

◎日程第10 報告第4号から日程第12 報告第6号

○議長(高橋 守君) 日程第10、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての件から日程第12、報告第6号 平成26年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの件3件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第10、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についてでございます。

議案の62ページをお開きください。報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について。

ニセコ町情報公開条例第 42 条の規定により、ニセコ町情報公開条例の平成 26 年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

平成 27 年6月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

63 ページをごらんください。運用状況報告書でございます。1 番の情報公開請求件数、処理件数、ともに1件でございました。2 番の請求内容ですが、平成 26 年6月5日請求で、平成 25 年度ニセコ町木質バイオマス実証可能性調査委託業務入札参加指名選考委員会の選考結果についての文書を公開しております。4 番、審査会の開催状況ですけれども、情報公開審査会、個人情報保護審査会と同時に平成 27 年5月 15 日開催で、ごらんのとおりの内容となっております。

報告第4号については以上でございます。

続きまして、日程第 11、報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についてでございます。

64 ページでございます。報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について。

ニセコ町個人情報保護条例第 53 条の規定により、ニセコ町個人情報保護条例の平成 26 年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

平成 27 年6月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

65 ページをごらんいただきたいと思えます。報告書でございます。開示、訂正、是正の請求、それから不服申し立て、26 年度なしということで、近年これらの実績はない状況でございます。それから、5 番目に、目的外利用7件、67 ページに外部提供6件ということで、それぞれ内容はごらんのとおりでございます。6 番目の審査会の開催状況は、先ほど説明したのと同様でございます。

報告第5号については以上でございます。

続きまして、日程第 12、報告第6号 平成 26 年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

議案 70 ページでございます。報告第6号 平成 26 年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第 213 条の規定により繰り越したので、同法施行令第 146 条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

平成 27 年6月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらにつきましては、地方自治法に基づきまして、歳入予算の翌年度への繰り越しについて議決を経ております繰越明許費について翌年度5月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告するというものでございます。

事業名、金額等につきましては、71 ページに記載のとおりでございますが、事業の詳細については3 月定例会において説明させていただいております。なお、繰り越しをした事業についてですが、下から 2 番目、公営住宅改善事業については平成 26 年度の国のモデル事業に採択されまして、より有利な補助率での事業実施が可能となったことによる繰り越し、そのほかの事業については国交付金及び道補助金を受け実施する地方創生関連事業の繰り越しとなっております。翌年度繰越額は合計で 6,458 万 2,000 円、特定財源と一般財源につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

報告第6号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

三谷君。

○6番(三谷典久君) 情報共有の町にしては公開請求件数が1件と少ないのですが、この理由は何でしょうか。

○議長(高橋 守君) 総務課長。

○総務課長(高瀬達矢君) ただいまのご質問でございますけれども、件数が少ないということでございますけれども、本町においては基本的には担当課の課長の判断になると思いますけれども、開示ということで請求がなくても常時開示できるものは開示しているというような取り扱いでございます。実際に請求があって、この条例に基づく手続が今回1件ということで、全て公開しているということでございますが、近年も平成 22 年がゼロ件、平成 23 年が1件、24 年がゼロ件、25 年が1件ということで、1件程度の請求ということで、常時開示しているということが一つの要因かなというふうに考えております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○6番(三谷典久君) ちょっと今定かではないですが、この条例に関しては基本的にたしか請求は文書ではなかったかと思うのです。特例として文書なくてもいいというような条例でなかったかと思うのです。そうすると、今のお話によりますと、基本的に文書でなくて口頭でも請求を受けて開示しているということになるのでしょうか。その辺の文書で出さなければいけないというのはどういう場合を想定して対応しているのか。

それと、最終的にそういう文書で請求のあったもののみをこうやって書いておりますけれども、今のお話聞くと結局本当に請求しているのはもっと多いわけですね。その数字を書くべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長(高橋 守君) 総務課長。

○総務課長(高瀬達矢君) 先ほどお話ししたとおり、ニセコ町では情報共有の町ということで、実際に個人情報が入っていない部分だとか、常に町民皆さんにお見せしても構わない書類がたくさんございます。それについては、原課でそれぞれ判断の中でコピーを作成したり、もしくは自分でメモ程度のものを渡したりしているかと思えます。それで、口頭での請求と文書での請求の区分けというのは、若干でも審査というのですか、確認が必要な場合はきちっと上司に対して決裁をいただいて、例えば町であれば町長の決裁、教育委員会であれば教育委員会の決裁を受けて公開しているというようなところでございまして、ほとんどが必要な通常見せても問題のない書類については、即そこで皆さんに開示しているというか、ということです。うちのほうのその組み分けは、文書に決裁をとるのですけれども、その決裁のところに公開とか一部公開とか開示とかというチェックする決裁欄があるのですけれども、そこで最初から開示というような形でいった場合はそのまま文書をコピーなり、必要な部分を口頭なり、請求あった場合渡しているというような取り扱いでございまして。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 情報公開の関係であります。ニセコ町で情報公開つくるに当たっては、情報公開をつくらないほうがいいのかと。結局情報公開をつくることによって請求行為が生じる、文書を出さなくてはならないとか、そういうはっきり言えば住民の皆さんにとって煩わしい行為ができる。それは、情報公開なくて、日常的に情報を出すと、これが欲しいと言ったらどうぞと出す仕組みが必要ではないかという議論があって、我が町では当初では情報公開条例をつくらないということに決まっていますが、やはり職員もかわる、首長もかわる、いろんな中できちっと情報が来ないおそれが将来あるのではないかというような住民の皆さんのそういった不安もあって、それで情報公開条例を一定程度つくりましょうということになりました。ただ、その当時日本の社会の中でできている情報公開条例は、請求書をもって公開するということでありまして、住民に負担を求めるという前提で進めておりました。本来私たちが扱っている情報というのは、主権者である住民の皆さんの情報を私たちが組織的に行政として管理をして運営しているものでありまして、その情報の知る権利の主体というのはあくまでも住民の皆さんであるということの前提に立って、私たちの場合には開示情報という言葉を入れまして、これについては全く請求書も要りません。こういう情報欲しいのですけれども、ああ、どうぞというようなイメージであります。そういうことにしましょうと。ただ、グレーゾーン、ひょっとしたこの書類の中に個人情報が入っているかもしれない、あるいは町として秘密にすることを前提として当事者とやりとりしているものもあるかもしれない、そういうものについては請求書をいただいて、個人情報入っていませんよねと

見る期間が欲しいということで、そういうものについては情報公開請求をいただいて、ちょっと確認をさせていただいてからお出しするということでもあります。

それで、当初から情報公開請求がない町を目指そうということで情報公開条例をつくっておりますので、本来徹底して情報を公開していればこういう請求行為がないのがいい町ではないかというふうに私たちは思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長(高橋 守君) 齊藤議員。

○4番(齊藤うめ子君) ちょっと前後してしまったのですが、昨年、もう半年以上前なのですが、約1年ぐらい前ですか、私個人、情報公開請求を町に提出しています、文書で。そして、それについて佐藤係長から回答ではないのですが、かくかくしかじかということで、それは総務課長もご存じだと思うのですが、そういうようないろいろあったのですが、そういう情報公開請求というのは全くここには取り上げられないものになっているのでしょうか。審議会の名称と委員のお名前と、それからその内容、そういうことを知りたいという請求を出したのはご存じだと思うのですが、それは全くここでは取り上げられていない項目になるのでしょうか。それをもう一度伺いたいと思います。

○議長(高橋 守君) 総務課長。

○総務課長(高瀬達矢君) 今の齊藤議員のご質問ですが、各審議会の委員さんの名前だとか云々だというふうに記憶しております。当時齊藤議員から請求のあった部分については、その文書そのものが、齊藤議員言ったのはまとまったものが欲しいと言ったので、そういう文書はうちにはないということで当時ご回答させていただいたのではないかというふうに記憶しています。

以上です。

○議長(高橋 守君) よろしいですね。後で詳しい話をしてください。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これにて報告済みといたします。

これより報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これにて報告済みといたします。

これより報告第6号 平成26年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これにて報告済みといたします。

◎日程第13 承認第1号から日程第18 承認第6号

○議長(高橋 守君) これより日程第13、承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成26年度ニセコ町一般会計補正予算)の件から日程第18、承認第6号 専決処分した事件の承認について(平成27年度ニセコ町一般会計補正予算)の件まで6件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第13、承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成26年度ニセコ町一般会計補正予算)でございます。

横長の冊子をご用意願います。専決処分した事件の承認というほうでございます。承認第1号から第5号までは平成26年度一般会計予算及び特別会計予算についてですけれども、大きな執行残などを減額する最後の補正ということで、この補正後のものが平成26年度の最終予算ということでございます。

最初に、専決処分しました平成26年度一般会計補正予算の全体像について説明いたしますので、お配りしております補正予算資料ナンバーワン、上のほうに補正予算資料のナンバーワンと記載したものがございますので、こちらのほうをご用意お願いしたいというふうに思います。この補正予算資料ナンバー1の4ページをごらんください。4ページ、まず歳入についてですが、税の決算収入見込みや交付金、国、道支出金、町債などの額の確定にあわせて予算の増減を行っております。これによりまして、町税や地方交付税などの増収によって相当額の一般財源が増額となったことから、予定しておりました基金からの繰入額6,700万円を減額し、基金の取り崩しを取りやめております。次に、歳出ですが、歳入において一般財源が大きく増額となったことから、平成26年度に8,000万円の基金繰り入れを実施した公共施設整備基金に対し5,000万円の基金積み立てを計上いたしまして、実質的な基金取り崩し額の圧縮を図っております。このほか事業実績に基づき、公共事業や町補助金、他団体負担金の減額を行っております。こちらは、歳入における国、道支出金、町債等とも連動した減額となっております。また、特別会計5会計の決算見込みにより特別会計の繰出金の減額を行っております。これら

の実績に基づく予算額の整理、財源の調整を行った結果、歳入歳出それぞれ 1,710 万 1,000 円の減額補正となっております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 179 条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成 26 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成 27 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、1 ページは平成 27 年 3 月 31 日付での専決処分書をつけてございます。

3 ページになります。平成 26 年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成 26 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,710 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 8,000 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成 27 年 3 月 31 日提出、ニセコ町長、片山健也。

議案4ページから第1表、歳入歳出予算補正です。歳入が4ページから5ページに、歳出が6ページに載せてございます。

それから、後で説明いたしますので、7ページを飛ばしていただきまして、8ページが歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳入で、9ページの歳出をごらんください。9ページの歳出の一番下、今回の補正減額 1,710 万 1,000 円の財源内訳ですが、国、道支出金で 1,718 万 3,000 円減額、地方債で 910 万円減額、その他特定財源で 731 万 7,000 円減額、一般財源では 1,649 万 9,000 円の増額という構成でございます。

それでは、歳出より説明いたします。31 ページをごらんください。歳出、31 ページでございます。2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費では、社会保障・税番号制度システム修正費の確定及びwebタウン帳票作成負担額負担金の確定に伴う費用額として北海道自治体情報システム協議会負担金 685 万 4,000 円の減額補正でございます。

4 目 基金積立費、25 節 積立金は、公共施設整備基金積立金 5,000 万円の増額補正ですが、歳入において税収等の一般財源の増額が図られたことから、新たに積み立てるものでございます。平成 27

年度以降新たな学童施設の整備、幼児センターの増設、火葬場の大規模改修など大型の公共施設整備が予定されていることから、公共施設整備基金への積み立てを行うものでありますが、また本基金においては既に8,000万円の基金繰り入れを実施しておりますので、平成26年度の実質的な公共施設整備基金の繰入額を3,000万円まで圧縮を図るものとなります。

5目文書広報費では、当初広報活動研修を予定しておりましたが、市町村振興協会の支援制度不採択によりまして歳入の減額に伴うその他財源から一般財源への組みかえ30万円となっております。なお、当該事業は取りやめさせていただきます。

6目の企画費の15節の光ケーブル移設工事については、国道5号線二号橋付近の改良工事及び新幹線昆布トンネル工事による電力供給増に伴う道道豊浦ニセコ線沿いの電柱電線移設等大型工事について工事実施に伴い移設電柱の数が予定を下回ったことによる工事費用399万5,000円の減額でございます。

32ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費において国保会計において出産一時金が確定したことによる82万1,000円の増及び国民保険税の収納状況が伸びたことにより法定外繰り入れを取りやめたことによる1,485万6,000円の減額計上でございます。

2目老人福祉費、19節では、介護給付費町村負担分512万円減と事務費及び介護認定審査会の実績減による後志広域連合負担金の確定に伴う執行残合わせて566万9,000円の減額補正でございます。

3目の後期高齢者医療費において後期高齢者医療特別会計の繰出金にかかわる負担金の額の確定による103万8,000円の減額補正です。

33ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費において簡易水道事業特別会計繰出金207万4,000円を減額計上しておりますけれども、詳細は特別会計補正予算でご説明いたします。

3目の環境衛生費の合併処理浄化槽移設整備事業補助において当初15基分の設置費として795万円を見込んでおりましたが、12基の設置実績により執行残250万円の減額補正でございます。

7目環境対策費の環境自治体会議ニセコ会議実行委員会補助については、昨年3日間開催いたしました環境自治体会議ニセコ会議において会議参加費及び広告協賛費の増額並びに需用費等支出の減額による事業の精算に伴う75万8,000円の減額補正でございます。

34ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費では、草地畜産基盤整備事業委託料について事業の執行残による52万7,000円の減額補正でございます。

11 目農業経営基盤強化促進対策費については、経営体育成支援事業補助では当初利用予定であった1件の事業取り下げ及び4件6台の機械等整備の事業実績に伴う事業補助金確定に伴い 293 万円の減額補正となっております。

12 目の土づくり対策費の 13 節委託料と 15 節の工事請負費では、堆肥センターの管理委託料執行残 147 万 2,000 円と補修工事の執行残 183 万 6,000 円の減額補正でございます。

35 ページ、7 款商工費、1 項商工費、2 目観光費、13 節委託料では、温泉コンテンツ強化事業として緊急地域雇用特別基金事業補助金を利用した事業でございますけれども、雇用期間の短縮により実績減として 135 万 3,000 円の減額補正となっております。

36 ページ、8 款土木費、2 項道路橋梁費、4 目道路新設改良費において町道羊蹄近藤連絡線歩道等整備工事に関して補助内示額の確定による事業量の減及び事業量確定に伴う入札執行残により 1,124 万 4,000 円を減額補正するものでございます。

6 項の下水道費、1 目下水道整備費においては、公共下水道事業特別会計歳出の減額による繰入金 154 万 2,000 円を減額するものでございます。

7 項住宅費、2 目住宅建設費では、歳入の減額に伴う財源調整で地方債から一般財源への組みかえ 30 万円となっております。

37 ページになります。9 款 1 項 1 目消防費において羊蹄山ろく消防組合負担金としてニセコ支署費、消防団運営費、消防庁舎の管理経費の執行残合わせて 203 万 3,000 円の減額補正となっております。

38 ページになります。10 款教育費、4 項高等学校費、4 目寄宿舍管理費において賄い材料費 224 万 5,000 円の減額です。こちらは、ニセコ高校の寄宿舍について 26 年度当初に 28 名の入寮を予定していたところ、年度途中の移動を含め 18 名の入寮実績となったことによりまして関連する支出も減となりました。このうち金額の大きい賄い材料費を実績に応じて減額補正するものでございます。

7 項保健体育費、3 目給食センター費において歳入の減額に伴う財源調整で地方債から一般財源の組みかえ 10 万円となっております。

39 ページになります。11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目土木費施設災害復旧費において7月、8月の大雨によります町道福井南二線通の災害復旧工事事業確定に伴う入札執行残により 28 万円を減額補正するものです。

2 目の河川災害復旧費では、ニセコアンベツ川の災害復旧工事事業確定に伴う入札執行残により 27 万円の減額補正でございます。

40 ページ、12 款公債費、1 項公債費、2 目利子の町債償還利子では、平成 25 年度事業にかかわる町債の借り入れ利率の確定及び利率見直しとなった町債について想定利率より低い利率で借り入れができたことによる 444 万 6,000 円の減額補正となっております。

それでは、歳入についてご説明いたします。10 ページにお戻りください。行政報告においても多少説明させていただきましたが、1 款町税、1 項町民税、1 目個人、1 節現年課税分 1,891 万 8,000 円の増、それから 2 節の滞納繰り越し分 564 万円の増で計上しております。こちらは、前年度に比べて営業所得、農業所得が増加したことによる調定額の増及び徴収率の向上による増額となっております。

2 目法人、1 節現年課税分 1,847 万 9,000 円増、それから 2 節の滞納繰り越し分では 42 万 1,000 円の増で計上しております。法人税割が前年度に比べてホテル、建設、運輸業等において増加したことによる調定額の増及び徴収率の向上による増額となっております。

2 項 1 目固定資産税、1 節現年課税分 1,440 万 4,000 円の増、それから 2 節滞納繰り越し分 107 万円の増で計上しております。前年度収入額に比べて 243 万 1,000 円減額となっておりますが、徴収率の向上等により当初予算に比べて実績増額となっております。

4 項 1 目町たばこ税、1 節現年課税分 269 万 3,000 円の増で計上しております。前年度収入額に比べて 36 万円減額となっておりますが、当初予算額に比して実質増額となっております。

11 ページになります。5 項 1 目入湯税、1 節現年課税分 1,182 万 7,000 円の増で計上しております。町内全施設において前年入湯客実績を上回りました、前年度収入額に比べて 530 万 1,000 円増額となっており、当初予算額に比しまして大幅な実績増額となっております。

12 ページにお進みください。12 ページ、2 款地方譲与税からずっと進んでいただきまして 18 ページの 9 款地方特例交付金までにおいては、各項目の額の確定による補正でございます。12 ページから 18 ページまで各項目の額の確定による補正でございます。

19 ページにお進みください。10 款地方交付税については、3,149 万 4,000 円の増額補正、普通交付税は額の確定による増額でございます。特別交付税については、過去の交付税算定における法人税割の算定修正による増、また新たに対象となった高齢者等の雪おろし支援等の増などについてでございます。

20 ページ、12 款分担金及び負担金、2 項分担金、2 目農林水産業費分担金において草地畜産基盤整備事業の実施実績による受益者からの分担金確定による 18 万 4,000 円の減額でございます。

21 ページ、13 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目土木使用料において公営住宅使用料で入居者の収入実績がふえたことに伴い 135 万 1,000 円を増額補正するものです。

5目教育使用料については、幼児センター短時間保育料についてですが、人数増により106万8,000円の増額となっております。

2項手数料、2目民生手数料について在宅老人支援サービスの利用実績確定による利用者手数料25万6,000円の減額、3目衛生手数料については当初見込みに比べて指定ごみ袋の使用量がふえたことによるごみ処理手数料147万6,000円の増額の補正となっております。

22ページでございます。14款国庫支出金、1項国庫補助金について1目民生費国庫負担金の障害者給付費負担金、児童手当交付金、未熟児養育医療国庫負担金ともに国庫負担交付額の確定による合わせて794万1,000円の減額となっております。

2項の国庫補助金について1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム改修、修正等の事業費確定に伴う補助金408万1,000円減額補正でございます。

2目の民生費国庫補助金、1節の障害者地域生活支援事業費補助金については、国庫補助金確定に伴います67万5,000円の減額補正、2節の放課後児童対策事業費補助金では学童保育所入所児童数の増によりまして補助金算定基準が変更となったことによる89万4,000円の増額補正となっております。次に、保育緊急確保事業費補助金では、児童福祉費の補助金についてですが、当初子育て支援対策事業費補助金として北海道より事業費の2分の1の補助額が執行される予定でしたが、補助金の負担割合が国庫補助金3分の1、道補助金3分の1となったため、国庫補助金319万2,000円の増額となっております。

4目土木費国庫補助金では、1節は道路橋梁費の補助金の社会資本整備総合交付金で、国の補助内示額の確定に伴い929万円を減額補正するものです。2節につきましても住宅費補助金であります家賃低廉化の分の交付金が非該当となったことに伴い、社会資本整備総合交付金321万7,000円を減額補正するものです。

23ページは、3項委託金について2目の民生費委託金の国民年金事務費委託金について法改正によりまして交付基本額が改められたことにより、当初予算に対し79万1,000円を増額補正してございます。また、年金生活者支援給付金事務交付金について、こちらは平成24年11月26日に所得が一定の基準を下回る高齢基礎年金受給者等に年金生活支援給付金を支給することとした年金生活者支援給付金の支給に関する法律が公布されまして、消費税率の2段階目の引き上げが施行される日、当初平成27年10月1日、それに合わせて施行されることとなっております。当該給付金の施行に当たりまして受給資格を判定するための所得情報等を国へ提供する仕組みを新たに構築する必要があり、システム改修等に要した経費43万2,000円が同額交付され、当該委託金分を増額補正するものでございます。

24 ページになります。15 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金におきまして障害者給付費負担金、後期高齢者保険基盤安定負担金、児童手当負担金、未熟児養育医療道負担金については、事業確定による道負担金の確定に伴う合わせて 258 万 4,000 円の減額でございます。

2 項道補助金、2 目の民生費道補助金の重度心身障害者ひとり親家庭等医療給付事業補助金、障害者地域生活支援事業費補助金、2 節になりますが、乳幼児医療費給付事業補助金についても事業確定による補助金額確定による減額でございます。1 節の地域づくり総合交付金につきましては、申請対象事業を福祉灯油、精神障害者通所福祉手当に加えまして重度障害者タクシー助成事業まで拡大したことによる 61 万 9,000 円の増額となっております。

4 目の労働費道補助金の緊急地域雇用特別基金事業補助金については、ニセコブランド商品開発支援事業委託金は事業の確定による実績減と歳出で説明いたしました温泉コンテンツ強化事業は雇用期間の短縮による実績減の合わせて 147 万 7,000 円の減額となっております。

5 目の農林水産業費道補助金におきまして、25 ページになりますが、1 節の農業費補助金では経営所得安定対策推進事業補助金は経営所得安定対策の円滑な執行に要する事務経費で、国、道を経由して町からニセコ町地域農業再生協議会に交付される間接補助で、国からの補助金額確定に伴う 42 万 5,000 円の減額補正となっております。強い農業づくり事業補助金は、農業機械等の導入にかかわる経営体育成支援事業補助の事業実績に伴う補助金確定に伴う 293 万円の減額補正でございます。人・農地問題解決加速化支援事業については、農業経営の法人化等支援事業ですが、予定しておりました2つの法人設立が年度内に間に合わなかったことによりまして 50 万円の減額補正となっております。2 節の林業費補助金の町有林造林事業補助金は、実績によりまして 62 万 7,000 円の増額、未来につなぐ森づくり推進事業補助金、こちらは事業確定による補助決定額の決定に伴う減額で 81 万円の減額補正でございます。

6 目商工費道補助金において、北海道消費者行政活性化事業補助金確定によりまして 215 万 3,000 円の増額補正。

7 目の教育費道補助金の子育て支援対策事業補助金は、国庫補助金においても説明いたしましたが、子育て支援対策事業費補助金として当初道補助金事業として2分の1の補助金が交付される予定でしたが、事業費の3分の1ずつを国庫補助金と道補助金として交付されることとなったことによりまして道補助金 128 万 5,000 円の減額補正となっております。

3 項委託金、1 目総務費委託金、1 節総務管理費委託金の北海道権限移譲事務交付金については、事業量の実績によりまして 23 万円の増額補正となっております。2 節の徴税费委託金では、道民税の徴収事務委託金 145 万 9,000 円増で計上しております。個人町民税の増加に伴い、道民税徴収取り

扱い額も増加したことにより、前年度収入額に比べて 140 万 1,000 円増額となっております。5 節の選挙費委託金については、知事道議選挙、衆議院議員選挙ともに実績による減額となります。

26 ページになります。16 款財産収入の光ケーブル貸付料ですが、本町が事業者に貸し付けしております光ファイバー通信線のうち、平成 22 年度に整備したエリアについては契約件数により貸付料を事業者から徴収しております。ことしの2月にこの貸付料請求が一部過少であったことがわかりまして、事業者との契約にのっとり、本来徴収すべき額に遅延利息分を加えた金額を3月に徴収しております。今回はこの徴収した不足額 27 万 6,000 円を計上しております。なお、過少となっていた期間は、平成 25 年1月から 26 年 12 月の 24 カ月分でございます。

27 ページ、18 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金において収支均衡を図るため当初予算において1億 5,000 万円を計上し、これまでの補正予算において 5,000 万円まで減額となっておりますけれども、予算の効率的な執行や財源の確保により残りの 5,000 万円も減額し、財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れることを取りやめております。

5 目の地域福祉基金繰入金においては、認知症高齢者グループホーム事業の財源として当初予算において 1,700 万円を計上しておりましたが、財政調整基金同様の理由により全額減額し、地域福祉基金を取り崩し、一般会計に繰り入れることを取りやめてございます。

28 ページになります。20 款の諸収入、4 項受託事業収入、2 目の後志広域連合受託事業収入において介護予防事業受託収入及び包括支援事業・任意事業受託収入においては、介護予防プラン件数が当初見込みより減少し、介護報酬収入減となったことによりまして 39 万 2,000 円と 66 万 6,000 円の減額で、健診事業受託収入については健診の受診実績の確定に伴い受託収入の 79 万 5,000 円の減額となっております。

5 項雑入、4 目雑入では、4 節の検診等一部負担金は受診者数の減によりまして検診等一部自己負担金 25 万 6,000 円の減額、5 節の高額療養費負担金において重度心身障害者及びひとり親、乳幼児医療費高額医療の国保、後期医療一部負担金の確定による合わせて 113 万 2,000 円の増額補正でございます。6 節福祉施設徴収金では、養護老人ホーム入所者の特別養護老人ホームへの入所切りかえのため施設徴収金の減額となっております。11 節では、高校寄宿舎利用負担金 353 万円の減額につきましては、歳出でも説明のとおり、ニセコ高校の寄宿舎について 26 年度当初に 28 名の入寮を予定していたところ、年度途中の移動も含め 18 名の入寮実績となったことによるものでございます。18 節雑入では、元気な担い手育成対策事業補助金では新規就農資金2件の貸し付けに対して農協未加入であることから農協からの負担金分 20 万円の減額でございます。29 ページになりますが、上から2 段目、いきいきふるさと推進事業助成金につきましては、平成 26 年度環境自治体会議実行委員会事

業について町補助金支出額の2分の1分、北海道市町村振興協会の補助金が採択されたことによりまして62万円の増額補正となっております。下から3段目になります。光ケーブル移設補償金は、当初見込みの移設工事費の減によりまして200万9,000円の減額、ようてい地域広域消費生活相談窓口運営受託収入では北海道消費者行政活性化事業補助金が充当されたことから、ようてい消費生活相談窓口運営協議会からの受託収入237万1,000円の減額補正でございます。一番下の長寿健康増進事業補助金では、駅前温泉綺羅乃湯入館料扶助費の確定により67万5,000円の減額補正となっております。18節雑入のその他の補正については、それぞれの実績に応じた増減となっております。

30ページになります。21款の町債において入札執行残など事業費の減額及び社会資本整備交付金充当額の増額などによりまして、各事業債を借り入れ実績に合わせて減額補正するものでございます。

それでは、7ページにお戻りいただきたいというふうに思います。7ページ、第2表、地方債補正でございます。今ほどの起債の関係で草地畜産基盤整備事業以下5件の事業についておのおの左側、変更前の起債の限度額を減額して、右側の欄、変更後の起債の限度額にするものでございます。そのほか起債の利率等は変更ございません。

それから、地方債については41ページにも現在高に関する調書がありますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、次のページを開いていただきまして、日程第14、承認第2号 専決処分した事件の承認について(平成26年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)についてでございます。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成26年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成27年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

45ページには平成27年3月31日付での専決処分をつけてございます。

47ページ、平成26年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成26年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ450万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,890万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年3月 31 日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをごらんいただきたいと思います。48 ページ、49 ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

50 ページ、51 ページに歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

51 ページの歳出のほうをごらんいただきたいと思います。今回の補正額 450 万円の財源内訳につきましては、その他で 1,403 万 5,000 円の減額、一般財源で 1,853 万 5,000 円の増額ということでございます。

54 ページの歳出のほうをごらんください。54 ページ、1 款総務費、1 項総務管理費、2 目広域連合負担金について財政調整として一般会計からの繰入金に当たるその他を 1,403 万 5,000 円減額し、一般財源へ組みかえしております。

55 ページ、2 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金については、歳入での国民健康保険税の決算収入見込みを踏まえまして 450 万円の基金積立金を計上しております。

歳入の説明をいたしますので、52 ページにお戻りください。52 ページ、1 款1 項国民健康保険税の1 目一般被保険者国民健康保険税では、1 節の医療給付費分の現年課税分 980 万 5,000 円の増から5 節の後期高齢者支援金分滞納繰り越し分 51 万 3,000 円の増まで収納額の確定により全て増額で計上しております。前年度に比べて加入世帯数及び被保険者数は減少しておりますが、税率改正及び営業所得、農業所得が増加したことにより調定額の増及び徴収率の向上による増額となっております。

2 目の退職被保険者等国民健康保険税においても1 節及び3 節において増額で計上しております。こちらも前年度の税率改正及び加入世帯数及び被保険者数の増加によりまして調定額の増及び徴収率の向上による増額となっております。

53 ページの3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金については、制度に基づく一般会計からの繰入金として出産育児一時金等繰入金の 82 万 1,000 円の増額計上、また任意分として 1,485 万 6,000 円を減額し、収支均衡のため計上しておりました一般会計からの繰入金について繰り入れることを取りやめしてございます。

承認第2号に関する説明は以上でございます。

○議長(高橋 守君) 説明をやめてください。

この際、午後2時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第 15、承認第3号 専決処分した事件の承認について(平成 26 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算)についてでございます。

承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 179 条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成 26 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成 27 年6月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

59 ページ、平成 27 年3月 31 日付での専決処分書でございます。

61 ページ、平成 26 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成 26 年度ニセコ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 347 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,972 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年3月 31 日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをごらんください。62 ページから 63 ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

めくっていただきまして、64 ページから 65 ページ、補正予算の事項別明細書でございます。65 ページに歳出がございます。歳出の中で今回の補正額 347 万 2,000 円の減額についてその他財源で 103 万 8,000 円の減額、一般財源では 243 万 4,000 円の減額でございます。

歳出より説明いたします。68 ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費においては、通信運搬料の実績による減額でございます。

2項1目徴収費については、口座振替手数料実績による減額となっております。

69 ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金確定に伴う 339 万 9,000 円の減額でございます。

66 ページ、歳入でございます。1 款 1 項後期高齢者医療保険料では、1 目特別徴収保険料及び 2 目普通徴収保険料について保険料額確定による減額。

67 ページになります。2 款繰入金において 1 目事務費繰入金及び 2 目保険基盤安定繰入金について歳出の減額相当分の減額補正でございます。

承認第 3 号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第 16、承認第 4 号 専決処分した事件の承認について(平成 26 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)についてでございます。

71 ページでございます。承認第 4 号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり平成 26 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

平成 27 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

73 ページは、平成 27 年 3 月 31 日付での専決処分書でございます。

75 ページになります。平成 26 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成 26 年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 153 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,010 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 3 月 31 日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをごらんください。76、77 ページに第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。

78、79 ページ、補正予算の事項別明細書でございます。79 ページ、歳出のほうをごらんいただきたいと思えます。補正減額 153 万 7,000 円の財源内訳については、全て一般財源の減額ということでございます。

82 ページの歳出をごらんください。82 ページ、2 款管理費、1 項維持管理費、1 目維持管理費において 13 節委託料、15 節工事請負費は、26 年度の執行実績による減額でございます。

83 ページ、4 款予備費は、執行がなかったことによりまして 50 万円全額の減額でございます。

歳入のほうを説明いたしますので、80 ページにお戻りください。80 ページ、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料について現年使用料金の増収分 53 万 7,000 円の増額補正でございます。

81 ページ、2款繰入金の一般会計繰入金について使用料の増及び歳出予算執行の実績などによって207万4,000円の減額補正でございます。

承認第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、承認第5号 専決処分した事件の承認について(平成26年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)についてでございます。

承認第5号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成26年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成27年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

87 ページは、平成27年3月31日付での専決処分書でございます。

89 ページになります。平成26年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成26年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ180万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,401万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による

平成27年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをおめくりください。90 ページと91 ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

めくっていただきまして、92 ページは飛ばしていただきまして、94 ページ、95 ページ、補正予算の事項別明細書でございます。95 ページに歳出がございます。歳出の合計欄、今回の補正額180万7,000円の減額について、国、道支出金で16万5,000円の減額、地方債で30万円の減額、その他で20万円の増額、一般財源では154万2,000円の減額でございます。

100 ページ、歳出をごらんください。100 ページ、3款1項1目建設改良費において、ここにあります委託料、工事請負費は26年度の執行実績による減額でございます。

101 ページ、4款公債費の町債償還利子については、貸付利率の確定により25万円減額でございます。

102 ページ、5款予備費は、執行がなかったことによりまして50万円全額の減額でございます。

歳入の説明をいたしますので、96 ページにお戻りください。96 ページ、1 款分担金及び負担金について当初予定より新築の建設が多かったことにより公共下水道事業分担金現年分 20 万円の増額保補正でございます。

97 ページ、3 款国庫支出金の社会資本整備総合交付金では、事業の確定により 16 万 5,000 円の減額補正でございます。

98 ページ、4 款繰入金の一般会計繰入金については、国庫補助金や町債の確定及び歳出予算執行の実績などによりまして 154 万 2,000 円の減額補正でございます。

99 ページ、6 款町債の公共下水道事業債については、事業実績による借入額の確定により 30 万円の減額補正でございます。

それでは、92 ページにお戻りください。92 ページ、第 2 表、地方債補正でございます。公共下水道整備事業債については、限度額が変更となっております。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それから、地方債については、103 ページに現在高に関する調書がございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

承認第 5 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 18、承認第 6 号 専決処分した事件の承認について(平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算)でございます。こちらは、平成 27 年度の専決処分による一般会計補正予算でございます。

105 ページとなります。承認第 6 号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。

平成 27 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

107 ページは、平成 27 年 5 月 28 日付での専決処分書でございます。

109 ページになります。平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成 27 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 727 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43 億 9,727 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 5 月 28 日、ニセコ町長、片山健也。

議案の 110 ページから 111 ページが第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入が 112 ページ、113 ページに歳出を載せてございます。113 ページ、歳出の合計欄をごらんください。今回の補正額 727 万 4,000 円の財源内訳は、全て一般財源でございます。

それでは、歳出より説明いたします。115 ページをお開きください。2 款総務費、2 項徴税費、2 目賦課徴収費で過誤納等還付金 8 万 7,000 円の増額計上しております。こちらは、平成 26 年度に申告納税された法人町民税中間申告分の仮納付分について決算後の確定申告において還付が発生したため、不足分についての増額でございます。

116 ページ、3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童措置費で補助金等返還金 14 万 8,000 円の増額補正でございます。こちらは、平成 25 年度未熟児養育医療費国庫負担金の金額確定が予算編成後であり、当初予算に未計上のため補正計上をするものでございます。

117 ページ、7 款商工費、1 項商工費、2 目観光費においてニセコ泉源改修工事 703 万 9,000 円を計上しております。こちらのニセコ泉源につきましては、昭和 62 年より旧いこいの村、現在のいこいの湯宿いろはへ温泉を供給しております。町が管理する主な設備は、お湯をくみ上げるポンプ、くみ上げたお湯をためる施設、そしてためたお湯を施設まで送るポンプの 3 つでございます。ポンプは、連日使用しているため一定期間において故障を繰り返しております。今回お湯を施設へ送るポンプ 2 台のうち 1 台が故障しましたが、これは平成 20 年に交換したものでございます。その前に交換したのは平成 14 年でありまして、これまでの実績から予測すると現在動いているポンプも故障するおそれが高く、早急に交換する必要があります。今回の改修工事では、お湯を送るポンプ 2 台の交換、くみ上げるポンプ 1 台を予備ポンプとして入れかえ、分解修理を行うものです。お湯をくみ上げるポンプも前回補修から 2 年が経過し、期間的な限界を迎えております。これも同時に交換することで給湯の確実性を確保するとともに、保守費用の軽減を図るものでございます。

続いて、114 ページ、歳入でございます。19 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金では、歳入歳出予算の収支均衡を図るため 727 万 4,000 円を増額補正するものでございます。

承認第 6 号に関する提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第 1 号 専決処分した事件の承認について(平成 26 年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

木下君。

○1番(木下裕三君) 収入、農業所得だとか、あと徴収率とあったのですけれども、その徴収率がアップした理由というか、何か特別な手だてをされたのかなということがまず1点と、あともう一点が法人税のところなのですけれども、当初よりも200%、要は同額ぐらいのプラスになったということで、非常にいいことだと思っていますけれども、ここもふえた理由というのがホテルですとか建設、運輸とあったのですが、大体どれぐらいの割合なのかというのがわかれば伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長(高橋 守君) 税務課長。

○税務課長(芳賀善範君) ただいまの木下議員の質問にお答えしたいと思います。

個人の徴収率の向上の部分ですけれども、毎年同じような形なのですけれども、基本的に滞納者の方々に対する督促等を送っておりますし、現年についても日ごろから窓口での対応、それから広域ですとか北海道に徴収委託をかけている分、うちのほうで催告を何回かけても応じてくれない、相談にも来ていただかない方にはそういう滞納整理機関への移行等いろいろ考えられる部分、それから納税者の状況も相談に応じながら、納税しやすい状況、それから確実に徴収していくということで、なるべく丁寧な形で対応するという部分が徐々に結びついているのかというふうに考えております。

法人税割の関係の部分なのですけれども、事業者さんでいろいろ税割の部分で増額になっていますので、事業会計年度それぞれ事業者さん違いますので、なかなか一概に言えない部分はあるのですけれども、先ほど説明がありましたとおり、ホテル業者さん、観光客数がかなりふえているという部分でホテルで法人税割が伸びているという部分があります。それと、建設の部分では建設工事もかなりふえていると見受けられますので、その部分で税割が伸びているのかなと。あと、運輸関係もバスの関係、いろいろ国で定めた部分での労働条件の関係ですとかそういう部分で税割部分が伸びてきているのかなと思っています。全体としましては、ニセコ町で事業者さんあるうちの、個人会社さんもありますので、大から小までかなりいろんな会社さんあるのですけれども、その大体1割程度ぐらいの事業者さんが伸びているのかなというふうに把握しております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 篠原議員。

○7番(篠原正男君) 26 ページ、物品貸付収入の27万6,000円についてですが、説明の中では25年度と26年度、24カ月分少なく請求したという説明だったと思いますが、その原因は何だったのかということをお伺いしたい。それがどのように対応されたのか。さらには、事故とまでは言いがたいのですけれども、こういうようなミスというのは往々に起こることも考えられるわけですし、全職員として今後どのような取り組みをされるのか、もしくはされたのかお伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 山本課長。

○企画環境課長(山本契太君) ニセコ町が所有する光ケーブルについては、大きく分けると川北、川南とで分かれておまして、川北の部分については固定費で徴収金額をいただいていると。それから、川から南の部分については、平成 22 年度に整備したものですけれども、これについてはニセコ町が持つ光ファイバーを事業者が活用し、その事業者がサービスを提供する契約件数によって徴収をするということになっております。それで、今回は川南のほうの契約件数によって徴収する部分の請求に一部 24 カ月分の不足分があったということなのですが、実際にわかったのは、毎月の契約件数が町に事業者から上がってきます。その契約件数に伴って町が請求を起こして、事業者に請求するという形になっているのですが、この契約の件数が基本的に余り変わっていなかったということにこちらの担当のほうで気がつきまして、広い範囲の契約なものですから、契約を取りやめたとか、それから新しい契約が入ったとかということがある程度の動きがあるはずだということで、事業者さんのほうにそれを照会し、内容を調べてもらったということです。それで、事業者からの契約件数の報告に不備があったということがわかりました。

この中身については、どのような形でそういうことが起こったのかということなのですが、事業者の話といえますか、そちらの報告によりますと、川北方面が先ほど言ったように定額で料金を払っているものですから、それで平成 25 年の 2 月の段階で事業者側の担当がかわり、そのときにいわゆる定額で請求している川北方面と同じような形でそのまま請求をして起こしてしまったということのようでございます。それで、平成 25 年の 2 月以降は、同契約件数のままずっとこちらに報告があったということで不足分が生じたということです。それで、これについては、事業者との契約の中で例えば過誤、少なく支払ったとかいう場合には違約金、違約金といえますか、滞納分の徴収については何%という決めがありますので、その契約の決めにのっとり、今まで足りなかった分にプラス滞納分の利子をつけて徴収をさせてもらって、それが 3 月に納入されたという経過になっております。

今後の対応につきましては、その事業者ときっちりお話をしまして、これから契約件数等間違いのないようにということで、担当の課長さん等が見えて、これからそういうことが間違いがないようにしますという報告はいただいているところでございます。今後はもちろん向こうからの請求件数といえますか、報告件数についても我々のほうも毎月きっちり内容の確認については怠らざに行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 篠原議員。

○7番(篠原正男君) 再度お伺いしますけれども、対応としては業者からの報告に従わざるを得ないと。何年か、もしくは何カ月かたって、その経年変化がなければおかしいぞというだけのことであれば、また同じような事故が起きる可能性もあると思う。そこできちんとした対応というのが必要ではないかというふうに考えるのですが、その点はいかがでしょうか。

また、一課、一個人という扱いではなくて、やはり町職員全体の意識としてお互いに共有すべき事件、事故ではないかと。事件というのは1件、2件の件でありまして、そういうものではないかというふうに考えます。そこで、今後の対応についてそのような考え方もあるのかどうか含めて再度お伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 副町長。

○副町長(林 知己君) 回答させていただきます。

篠原議員ご指摘のとおりでございます。今回の部分については業者のミスもございますけれども、担当としての確認行為が不備であったという部分も見受けられますので、この点まず今後しっかりしていきたいなというふうに思います。

そして、全体的な職員としての確認の部分でございます。まさにそのとおりでございます。これにかかわらず全体的なこういう取引というか、こういう他団体との関係はいろいろとあるものでございますから、その点職員としてしっかり対応していくよう、今後また課長会議ですとかいろんな部分でその点周知を図りながら、対応していきたいというふうに思います。

今回は大変申しわけございませんでした。

○議長(高橋 守君) ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

本件について討論を省略いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成26年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について(平成26年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について(平成 26 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認について(平成 26 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算)の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について(平成 26 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第4号 専決処分した事件の承認について(平成 26 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認について(平成 26 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第5号 専決処分した事件の承認について(平成26年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分した事件の承認について(平成26年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第6号 専決処分した事件の承認について(平成27年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

木下議員。

○1番(木下裕三君) 1点だけ質問させていただきます。

先ほどの承認第1号のところ、やはり町税のところだったのですけれども、今回の補正で6億……

○議長(高橋 守君) 何ページ。

○1番(木下裕三君) 済みません、10ページのところです。要は今回の補正予算で町税が6億8,000強に変わったと思うのですが、今回の112ページのところの町税の予算が6億1,100万強というふうになっているのですけれども、通常だとやっぱりこれって同程度ぐらい見込んでもいいのではないかなというふうに単純に思ってしまうのですけれども……

○議長(高橋 守君) 済みません、これ27年度予算なので、26年度予算終わっているのです。

○1番(木下裕三君) 済みません、つまり27年度予算の町税のところ、少し低く見積もり過ぎているのではないかなというところなのですから、

(何事か声あり)

そうです。112ページの6億1,000のところ、26年度の補正だと町税は6億8,000になっているのに、今年度のところのやつが6億1,000では見込みが少ないのではないかなというふうに思っていて、その質問でした。

○議長(高橋 守君) 総務課長。

○総務課長(高瀬達矢君) ちょっと予定外のご質問で、町税6億 1,100 万円、26 年度の実績に比べて相当低いですねという指摘だと思います。予算を組むときに、我々全体の予算を組むのですけれども、その中で収入のほうを実績に近いぐらいきっちりで見せようと、なかなか全体の四十何億円の動きの中で、留保財源という特殊な言葉を使っていますが、その部分を踏まえて町税の収入については今回、3月の予算において皆さんに審議していただいたのですけれども、6億 1,100 万円ということで、税務課の努力とか最近の観光客の入り込み等々で 5,000 万円ぐらい積んでもいいのかもしれませんが、やはりうちの会計全体1年間を見通して立てるときに、少し期待はしているのですけれども、かたく予算を見させていただいているということでご理解していただきたいなというふうに思います。

○議長(高橋 守君) よろしいですか。後で説明します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分した事件の承認について(平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

◎日程第19 議案第1号から日程第20 議案第2号

○議長(高橋 守君) この際、日程第 19、議案第1号 工事請負契約の締結についての件から日程第 20、議案第2号 後志広域連合規約の一部を変更することの協議についての件までの2件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第 19、議案第1号 工事請負契約の締結について説明いたします。

議案の 72 ページをお開きください。議案第1号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、旧でん粉工場再活用改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1億44万円。

4、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字本通137番地、株式会社浦野工務店代表取締役、浦野隆志。
平成27年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらにつきましては、地方自治法及び条例の規定によりまして、工事、または製造の請負に係る契約について、その予定価格が5,000万円以上のものに関しては議会の議決に付さなければならないということによるものでございます。

本件は、旧でん粉工場再活用改修工事にかかわる契約に関するもので、5月14日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から指名競争参加資格者のうち工事实績を考慮して、ニセコ町に営業所のある札幌市の事業所1社、本町の事業者2社、倶知安町の事業者4社の計7社を指名いたしました。6月12日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が9,680万円、最低額が9,300万円となりまして、株式会社浦野工務店に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は98%でございます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第20、議案第2号 後志広域連合規約の一部を変更することの協議について説明いたします。

議案の74ページをお開きください。議案第2号 後志広域連合規約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係町村との協議に基づき、別紙のとおり後志広域連合規約の一部を変更したいので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めます。

平成27年6月19日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。初めに、下段の提案理由についてですが、読み上げます。提案理由、介護保険制度改正により被保険者介護保険料の一部軽減措置が行われることから、後志広域連合が町に対しての軽減に伴う補填方法を規定するための規約の一部を変更する必要があること、また高齢者人口割の基準日について住民基本台帳年報の集計基準日の変更に伴い対応するため、本規約を提出するものでございます。

それでは、規約の一部を変更する規定ですが、別紙1枚物で新旧対照表がございまして、別紙1枚物の1ページになります。こちらをご用意いたします。よろしいでしょうか。新旧対照表の1ページでござ

います。後志広域連合規約の一部を変更する規約、表の左側が現行で、右側が改正後の案となります。

別表2(3)に次のように加えます。⑤、低所得者の介護保険軽減に要する経費。介護保険法第129条の2第1項に規定する額から同条第2項及び第3項に規定する額を控除した額を負担額とする。

また、別表備考6中で、「前々年度の3月31日現在」を「前々年度の1月1日現在」に改めるものでございます。

今回の改正によりまして、介護保険料においては9段階の所得階層がありますが、第1段階の第1号被保険者、65歳以上の方の保険料段階基準割合が0.5から0.45に引き下げられたことから、ニセコ町が後志広域連合に軽減分を負担するための規約の整備となります。また、高齢者人口割の基準日が住民基本台帳年報の集計基準日が3月31日から1月1日に変更されたことを受け、変更するものでございます。

議案の75ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は、北海道知事がこの規約の変更についての届け出を受理した日から施行し、この規約による変更後の別表2(3)⑤の規定は、平成27年度以後の年度分の負担額について適用するとしております。

議案第2号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号 工事請負契約の締結についての質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 後志広域連合規約の一部を変更することの協議についての質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 後志広域連合規約の一部を変更することの協議についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第3号から日程第25 議案第7号

○議長(高橋 守君) この際、日程第 21、議案第3号 ニセコ町アンヌプリ森林公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第 25、議案第7号 平成 27 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件までの5件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第 21、議案第3号 ニセコ町アンヌプリ森林公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の 76 ページになります。議案第3号 ニセコ町アンヌプリ森林公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町アンヌプリ森林公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年6月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。初めに、下段のほうにあります提案理由についてですが、こちらを読み上げます。提案理由、ニセコ町アンヌプリ森林公園パークゴルフ場は、現在有料で使用させる施設として規定されているが、経年劣化によりパークゴルフ場としての芝の回復、維持が困難なことから有料施設としての運用を取りやめ、無料の公園施設として維持管理していくこととするため、本条例を提出するものでございます。

それでは、条例改正の内容ですが、先ほどもご用意いただきました新旧対照表の2ページによりご説明いたします。新旧対照表2ページでございます。ニセコ町アンヌプリ森林公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということで、左が現行、右が改正後の案でございます。

第5条中、パークゴルフ場 18 ホールを削ります。

別表第6条、第 13 条関係、パークゴルフ場の項を削ります。

議案の 77 ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

なお、ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条による町民参加等についての状況を下段に記載してございます。内容についての公表、意見の受け付けを行いまして、意見については特にございませんでした。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 22、議案第4号 指定管理者の指定について(ニセコ町アンヌプリ森林公園)についてでございます。

議案の 78 ページでございます。議案第4号 指定管理者の指定について(ニセコ町アンヌプリ森林公園)。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第 244 条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字ニセコ 473 番地1ほか 14 筆、名称、ニセコ町アンヌプリ森林公園。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、小樽市色内1丁目8番6号、名称、北海道中央バス株式会社、代表者、取締役社長、牧野和夫。

3、指定する期間、平成 27 年7月1日から平成 30 年6月 30 日まで。

この施設につきましては、平成 18 年7月から3年間の指定管理を最初として、今回4回目の指定となります。当該施設につきましては、現在に至るまで隣接いたします旧いこいの村、現在のいこいの湯宿いろはを運営する北海道中央バス株式会社が指定管理者として運営しております。指定管理者としての主な業務内容は、1万 5,690 平方メートルの公園、それから管理施設の維持管理及び有料施設のテニスコートの運営でございます。5月 19 日に指定管理者選定委員会を開催し、条例に定めるところに従い、今回も指定管理者を公募するということで5月 20 日から6月3日の間募集を行ったところ、北海道中央バス1社が応募したということでございます。この申請をもとに6月5日、再度指定管理者選定委員会を開催いたしまして、審議の結果、施設の管理運営を安定して行う人員、資産、そのほかの経営規模及び能力を有しており、また確保できる見込みがあると認められるほか、その他選定基準を満たしているということから、同社を指定管理者候補として指定する答申が町長に対してありまして、今回議案をご提案するものでございます。

なお、アンヌプリ森林公園につきましては、その利用状況、今後のあり方が課題でありますけれども、差し当たり従来と同様の管理を指定管理者の行わせながら、エリア全体の観光振興のコンセプトの中で自然環境を生かした活用方策を検討していきたいというふうに思っております。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 23、議案第5号 平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。

別冊横長の一般会計補正予算の議案をご用意お願いいたします。議案第5号 平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成 27 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,728 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 5,455 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成 27 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入が 2 ページ、歳出を 3 ページに載せてございます。

4 ページを後でご説明いたしますので、飛ばしていただきまして、6 ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入が 6 ページ、歳出を 7 ページに載せてございます。7 ページの合計欄をごらんください。今回の補正額 5,728 万円の財源については、国、道支出金で 2,251 万 4,000 円、地方債で 1,490 万円、その他財源で 1,344 万 6,000 円、一般財源で 642 万円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。15 ページをお開きください。15 ページ、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、4 目基金積立費において後志広域連合では介護保険業務開始時より懸案でありました保険料の統一を実施するに当たり、基金の取り扱いについても検討を行った結果、これまで町村ごとに経理をしておりました基金を清算することとなりました。平成 26 年度末の給付費の清算の結果、本町においては基金において余剰金が発生し、返還されることとなりました。この返還金については、被保険者の保険料を基金として積み立てていたものであることから、今後広く有効活用するために地域福祉の増進を図るために町の事業や民間団体が行う事業に対して支援するニセコ町地域福祉基金、これに 861 万 6,000 円を積み立てし、運用を行います。

5 目文書広報費、9 節旅費では、ファイターズ主催試合企画ニセコ町デーの開催にかかわる職員旅費として特別旅費 13 万 3,000 円、同じく 19 節負担金補助及び交付金ではその開催事業補助として 93 万 7,000 円を増額補正しております。ファイターズ主催試合企画ニセコ町デーの開催については、お配りいたしました別冊の補足資料、補足資料たくさんありますけれども、大きく補足資料と書いた部分でございます。こちらをご用意お願いしたいというふうに思います。別冊の補足資料でございます。この補足資料の 2 ページにまとめておりますので、少し説明させていただきます。北海道日本ハムファイターズ主催試合企画北海道ニセコ町デーの開催についてということで、目的としましては北海道日本ハムファイターズの千葉県鎌ヶ谷スタジアムで行われます主催試合を本町がプレゼンツすることによりまして広告宣伝活動や販促 PR を展開し、本町と北海道日本ハムファイターズによるパートナー協定に基づいたそれぞれが有する特徴ある資源や取り組みをもって連携を図るものでございます。

日程につきましては、平成 27 年 8 月 9 日日曜日、巨人戦を予定してございます。

場所は千葉県鎌ヶ谷球場、来場予定者は 2,000 人から 2,500 人、内容の案としましてはニセコ町の PR として試合前でのセレモニー、試合後のセレモニー、それと球場オーロラビジョンによるニセコ町の PR、動画の上映、来場者への町特産品の数量限定プレゼントを予定しております。販売促進 PR では、ニセコ町ブースでの農産物の販売、地元協力企業の出店販売、地元食材提供によります球場内

飲食店での限定食品の販売、それとイベント協力としまして町長による始球式、グラウンドイベントへの参加、それからニッキー等によりますパナーですとかパネル展示を予定してございます。また、特別展示として、北海道新幹線のPRも一緒に行えたらいいかなというふうに考えております。

参加予定者は、これ予定でございます。町長、議長、ファイターズ後援会、観光協会、農販促、役場職員ほかで合計 12 名程度、これにあわせてラジオニセコも独自で取材に同行する予定でございます。また、首都圏の応援団といたしまして、東京ニセコ会等々の協力を得たいというふうに考えております。

経費といたしましては 120 万 1,000 円、うち 13 万 1,000 円は既存予算で対応いたしまして、旅費として 82 万 6,000 円、贈呈品で 6 万円、食品提供で 11 万 5,000 円、会場費、雑費でそれぞれ 10 万円というところで、今回の補正予算につきましては特別旅費として 13 万 3,000 円、補助金として 93 万 7,000 円、合計 107 万円を計上してございます。

財源といたしましては、北海道地域づくり総合交付金、2分の1の補助ですが、60 万円を予定してございます。

開催協力といたしまして、ファイターズとの関係や地元人材を生かし、企画を効果的に実施するため、日本ハムファイターズのニセコ町後援会と協力して実施するため開催事業補助として町長、議長、職員の旅費を除く上記経費を後援会に補助することとしてございます。

ただいまの5目文書広報費、9節旅費ではファイターズの主催試合のニセコ町デー、ただいま説明したとおりでございます。

あと、大変失礼いたしました。先ほどの4目の基金積立費のところ、前段の地域福祉基金積立金説明しておりますが、その下段のふるさとづくり基金積立金について説明が抜けておりましたので、ご説明させていただきます。ふるさとづくり基金積立金につきましては、4月以降にお受けいたしましたふるさとづくり分の2件8万円を基金として積み立てるものでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、15 ページの下段、6目企画費でございますが、第5次ニセコ町総合計画につきまして平成 24 年度から 12 年間の計画期間で進行してございまして、ことが4年に1度の計画評価の年となっております。このため町民意識調査、アンケートを実施し、その結果から満足度と重視度の2つの成果指標を算出し、今後の事業立案に役立てる評価改定を行います。本来であれば当初予算に計上する内容でございますが、当初予算策定時はまち・ひと・しごと創生法による総合戦略策定のための交付金の活用を予定しておりました。しかしながら、総合計画には当該交付金が充当できないことが明らかとなり、今回総合計画検討委員会開催にかかわる委員の費用弁償として1万 2,000 円、食糧費として 6,000 円、16 ページになりますが、12 節役務費では住民アンケート実施に伴う通信運搬費 27 万 2,000

円、13 節委託料では総合計画改定業務委託料 152 万円を補正するものでございます。15 節工事請負費では、当初予算で予定のありませんでしたNTT柱の老朽化に伴うケーブル移設及び国営農地再編整備事業に伴うケーブル移設が発生いたしまして、工事費用に不足を生じるため 320 万円の補正計上でございます。19 節のコミュニティー助成事業補助金では 240 万円、こちらはニセコ町中央連合町内会が実施主体として行います地域イベント、盆踊りですとか花見やお祭り、地域イベントですとか町内会での会合時に用いる備品整備について財団法人自治総合センターが実施する平成 27 年度コミュニティ助成事業の交付決定となったことから補正計上してございます。補助金の主な使途は、野外用のテント、テーブル、はんでんなどイベントに活用できる備品類を予定してございます。

2 項徴税费、2 目賦課徴收费の過誤納等還付金について法人町民税の高額還付が 2 件発生し、当初予算額が全額支出となったことにより 54 万円増額補正でございます。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費において社会保障・税番号、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴いまして通知カード及び個人番号カード交付関連にかかわる事務については、地方公共団体情報システム機構に委任することができることとされており、地方公共団体情報システム機構に支払う委託料 167 万 6,000 円を計上しております。委託料の経費については、平成 26 年 1 月 1 日現在の人口に基づき地方公共団体情報システム機構が算出したもので、通知カードの作成、発送業務、個人番号カードの製造、発行、輸送料等の経費となっております、全額国庫補助金が充当されます。

続きまして、18 ページになります。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費において平成 26 年 4 月から消費税率が 8% へ引き上げられたことに伴いまして、消費税増税の影響が大きい方々へ給付する臨時福祉給付金の事務費、給付費を本年も補正計上しています。給付費では、対象者 1 人に対して 6,000 円を支給いたします。事務経費については、職員の時間外勤務手当 30 時間の 2 名分、需用費として消耗品費、印刷製本費、役務費として臨時福祉給付金について町内各戸にお知らせするタウンメールの郵送料 12 万 3,000 円、負担金補助及び交付金として北海道自治体情報システム協議会へのシステム開発負担金 8 万 1,000 円、臨時福祉給付金として 800 人を見込み、480 万円を計上しております。合計で 549 万 4,000 円の補正計上となります。

19 ページになります。2 項児童福祉費、1 目児童措置費においてこちらも平成 26 年 4 月からの消費税引き上げに伴い、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下ざさえを図ることを目的とした暫定的、臨時的な国の措置として平成 26 年度に引き続き給付金を支給する経費と給付事務に係る事務経費について計上しております。給付費では、対象事業 1 人に対して 3,000 円を支給いたします。事務経費では、臨時福祉給付金と同様に職員の時間外勤務手当、20 ページの 19 節、特例給付金まで子育て世帯臨時特例給付金事業として全体で 275 万円を計上しております。なお、子育て世帯臨時

特例給付金と前段の臨時福祉給付金の受け付け期間は9月中旬を予定しておりまして、支給については受け付けから1カ月後を予定しております。また、いずれも全額国庫補助金が充当されます。

21 ページまでお進みください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費において町内の水道供給区域外に定住用住宅の新築予定がありまして、飲料水施設整備事業補助要綱に基づく井戸掘削にかかわる補助対象事業費の3分の1、限度額 50 万円を補正計上しております。また、町では公共下水道と農業集落排水処理施設の処理区域外の住宅を対象に浄化槽設置の費用の一部を補助しております。当初 10 基分の設置を見込んでおりましたが、12 基の申し込みがありまして、補助金7万円を増額して計上しております。

22 ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の 11 節の需用費の食糧費では、予算編成後に山麓地区農業委員会協議会総会の開催内容が変更となり、参加委員等 11 名分の懇親会費を新たに支出する必要が生じたことから、増額補正を行うものでございます。

6目農地費については、実施箇所は先ほどの補足資料の1ページをごらんください。ちょっと図面が小さくて見づらいのですが、福井の水利組合の農業用水路について経年劣化及び隣接する宅地への越水被害などによりまして補修が必要なことから、要綱に基づき予定工事費等の2分の1に当たる 77 万 2,000 円を計上してございます。これは、上の表の一番下側に括弧書きで書いてある補正予算 22 ページの農業用水路補助事業箇所ということで記載をしてございます。この位置図については、この後の説明でも利用いたしますので、横に置いていただきたいというふうに思います。

続きまして、11 目の農業経営基盤強化促進対策費の経営体育成支援事業で 1,069 万 6,000 円を増額計上いたします。本事業につきましては、意欲のある経営体や新規就農者、集落営農組織の農業用機械の整備等を支援するために事業費の3分の1を助成するものでございます。先般町内の5経営体から要望がありまして、事業総額 3,805 万 3,000 円の要望を出していたところでございますが、全ての経営体に対して助成内示を受けたことによりまして補正計上でございます。この事業に対しては、町会計を通じた間接補助であるため、全額道補助金として歳入予算に計上してございます。

23 ページでございます。10 款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費は、全体で 151 万 3,000 円の計上でございます。このうち8節の報償費から 11 節需用費までの合計 144 万 2,000 円が文部科学省より今年度の事業実施の内示を受けましたコミュニティースクール導入等促進事業の関係予算の提案でございます。この事業に対する国の補助率は3分の1であり、歳入予算に計上してございます。町教育委員会では、教育振興基本計画及び教育行政執行方針に基づきまして、地域とともにある学校づくりを目指したコミュニティースクール導入のための調査研究事業を本年度から平成 28 年度までの2カ年をめどに進めまして、平成 29 年度からの制度導入を検討しております。コミュニティースクールと

は、学校運営協議会制度を運用する学校のことで、関係法律に基づき教育委員会が指定することができます。この学校運営協議会の運営を通じ、教育委員会から任命された保護者や地域の皆さんなどが一定の権限と責任を持って学校運営にかかわることで、学校と地域がより一体となった課題解決に取り組む制度です。現在我が国全体でもこの制度を導入する動きがふえているとともに、文部科学省や北海道教育委員会においてもこの取り組みへの支援が行われております。今回の補正提案の内訳として講師謝礼 21 万 5,000 円を計上、この導入事業の推進母体として保護者や学校関係者等で構成する学校運営協議会推進委員会を設け、この委員会での研修に外部講師を招聘する経費として見込むものです。次の旅費については、推進委員会の委員及び事務局合わせて 12 名が道外先行自治体での取り組みを視察し、研修するための特別旅費 111 万円を計上してございます。このほか参考書籍やコピー用紙購入、会議時のお茶代等の消耗品費、食糧費合わせて需用費 11 万 7,000 円を計上、以上がコミュニティースクール導入等促進事業関係予算提案についての説明となります。15 節の工事請負費として、建物解体工事 7 万 1,000 円を計上しております。こちらは、道道岩内洞爺線に面し、北栄地区に昭和 60 年に設置した木造のスクールバス待合所について 30 年が経過し、老朽化が著しいこと、また今後も含めて近年はこの待合所へのバス停の設置がなく、利用者も見込まれないことから解体撤去する費用を計上しております。

2 項の小学校費、1 目学校管理費において教材備品 60 万 6,000 円を計上、ニセコ小学校の理科算数教材備品の購入要望に対し、文部科学省の理科教育設備整備費等補助金、補助率 2 分の 1 の交付内示を受けたことによる補正計上でございます。具体的な購入物品として、理科の実験に使用するマイクロスコープ、拡大カメラでございます。それと、大型模型時計、リングと皿の模型、これらが各 4 台、そのほか書画カメラ、電気ドリル、流水実験器、大型てこ棒、各 1 台を購入するもので、学校の備品配置状況を勘案しながら購入する備品を精査してございます。

24 ページ、5 項幼児センター費、1 目幼児センター費、9 節旅費及び 19 節の負担金補助及び交付金では、新採用となりました職員について幼稚園教育として義務づけられている 3 回分の研修を受講するための費用が当初予算で未計上だったため、旅費 12 万 6,000 円と負担金 4,000 円の増額補正でございます。15 節の工事請負費についてですが、平成 26 年度の基本設計による幼児センター増築方法検討の結果、隣接斜面の土地造成を行う方法が最も利便性が高く、効率的であることが判明したことによる 803 万 6,000 円の増額補正でございます。土地安定のため工事前年度の土地造成が望ましいことから、今回補正として提出させていただいております。土地造成の財源として、過疎債を見込んでございます。詳細につきましては、行政報告で教育長からもございましたが、22 日開催の政策案件等説明会で説明させていただきます。

6項社会福祉費、3目有島記念館費の11節需用費の消耗品費で13万2,000円を増額補正するものです。有島アートギャラリーの天井に設置している照明は、白熱球を使用するタイプで、32基が設置されております。しかし、電球の商品劣化により電球が落下する事故が発生しております。現在国内メーカーでは白熱電球の製造が終了し、海外製の白熱電球を使用しており、この電球が一部球切れとともに落下する状況が発生したものでございます。本照明は、アートギャラリーの展示に欠くことのできない照明であります。現在は危険防止の観点から全て取り外す措置をとっております。また、一部切れている電球のみを交換すると色合いが変わることから、作品を鑑賞するには不向きとなるため全球交換するものであり、同時に消費電力の少ないLED電球にするために今回補正をお願いするものでございます。続きまして、18節備品購入費の一般備品で25万円を増額補正でございます。こちらは、有島武郎直筆の未公表資料である書簡3点を購入できることとなったことから、有島記念館で取得し、研究の用に供するために購入費を補正するものでございます。これら書類は、有島武郎の人間関係などを研究する上でも貴重な資料であり、保存状態もよく、有島武郎直筆の書簡であることから有島記念館で取得することにより広く有島文化の進展、研究に寄与する資料と判断しております。なお、購入にかかわる経費は、平成27年2月25日開催のまちづくり委員会において承認をいただき、ニセコ町ふるさとづくり基金の繰り入れにてその財源とするものでございます。

25ページ、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費では、3月の融雪や雨によりまして町道富川旧国道線にある道路肩の幅30メートル、高さ7メートルに及ぶのり面が崩壊したため、その復旧工事費として550万円を増額補正するものです。

2目河川災害復旧費では、先ほどと同様に3月の融雪及び雨によりニセコアンベツ川の護岸が崩れたため、復旧工事費として140万円を増額補正するものです。災害復旧箇所については、先ほどの別冊の補足資料1ページでご確認をお願いしたいというふうに思います。上の表の左の一番上と右の一番下になります。

次に進ませていただきます。26ページから27ページの給与費明細書については、後ほどごらんください。

続いて、歳入について説明いたします。8ページをお開きください。8ページ、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、通知カード、番号カード発行委託料補助金として地方公共団体情報システム機構に委託する経費の金額167万6,000円を計上しております。

2目の民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金として臨時福祉給付金支給に伴う経費の全額591万4,000円の計上、2節の児童福祉費補助金では子育て世帯臨時特例給付金支給に伴う経費の全額275万円を計上しております。

3目の衛生費国庫補助金では、町が支出いたします浄化槽設置事業補助金の事業見込みにより環境型社会形成推進交付金9万6,000円を増額補正、補助率は3分の1として算出しております。

5目の教育費国庫補助金においてコミュニティスクール導入促進事業補助金48万円を計上、歳出で説明いたしました文部科学省のコミュニティスクール導入等促進事業の実施内示を受けたため、歳出に補正提案の関係事業費144万2,000円の3分の1を国庫補助金収入して計上するものでございます。このほか北海道教育庁からは、この事業に当たるため学校事務職員1名の道費加配を受け、4月からニセコ中学校に配置して業務に当たっております。2節では、理科振興備品整備費補助金30万2,000円を計上、こちらも歳出で説明のニセコ小学校理科振興備品の購入について補助の内示を受けたため、備品購入費60万6,000円の2分の1を国庫補助金収入として計上するものでございます。

9ページ、15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金については、ファイターズ主催試合企画ニセコ町デー開催事業に係る財源として地域づくり総合交付金を予定し、事業費の2分の1、60万円を計上しております。

4目農林水産業費道補助金については、強い農業づくり事業補助金の経営体育成支援事業で内示を受けました1,069万6,000円の歳入補正であります。間接補助につきまして歳入歳出同額となります。

10ページになります。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金では1件1万円、2目の指定寄附金ではふるさとづくり寄附金として2件8万円あったことによる歳入補正でございます。

11ページ、18款繰入金、1項基金繰入金、6目ふるさとづくり基金繰入金では、歳出で説明いたしました有島武郎直筆の書簡3点の購入のため、ふるさとづくり基金を繰り入れし、財源に充てるための25万円の補正となります。

12ページ、19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において歳入歳出予算の収支均衡を図るため641万円の計上でございます。

13ページになります。20款諸収入、5項雑入、4目雑入においてコミュニティ助成事業補助金240万円、こちらも歳出で説明いたしましたニセコ町中央連合町内会が実施主体として行う地域イベントや町内会での会合時に用いる備品整備について財団法人自治総合センターのコミュニティ助成交付決定を受けまして、歳入補正するものでございます。なお、当該制度は100%の補助となります。光ケーブル移設補償金210万円については、北海道新幹線昆布トンネル宮田工区への電力供給及び国営農地再編整備事業に伴います光ケーブル移設費用の全額を補償費として歳入補正するものです。

後志広域連合介護保険基金清算返還金で861万6,000円については、歳出でご説明いたしました後志広域連合からの清算金の収入を計上しております。

14ページ、21款町債、1項町債、5目教育債、2節の学校教育債、こちらは幼児センターの増設において隣接する斜面の土地造成を行い、造成する方法となったことにより本年度より実施設計とあわせて土地造成を実施することに伴い、事業費の増額が発生したことによる起債歳入800万円の増額補正となっております。

8目の災害復旧債では、歳出の災害復旧費で計上いたしました町道富川旧国道線及びニセコアンベツ川の復旧工事費を合わせて690万円を公共土木施設単独災害復旧事業債として増額補正するものであります。

続きまして、4ページをお開きください。4ページ、第2表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明いたしました各起債の追加及び限度額の変更に関する補正を行うものでございます。追加といたしまして、公共土木施設単独災害復旧事業の限度額690万円で、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

下の段にあります変更は、幼児センター施設整備事業について、左側、変更前の限度額610万円を限度額超過分として800万円増額し、1,410万円として、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

それから、28ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますの、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

議案第5号の説明は以上でございます。

それでは、日程第24、議案第6号 平成27年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

29ページをお開きください。議案第6号 平成27年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成27年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,340万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成 27 年 6 月 19 日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入が 30 ページ、歳出を 31 ページに記載してございます。

32 ページを飛ばしていただきまして、34 ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を 34 ページ、歳出を 35 ページに記載してございます。35 ページ、歳出の合計欄をごらんください。今回の補正額 3,800 万円の財源については、地方債で 2,400 万円、その他財源で 1,400 万円でございます。

歳出からご説明いたします。38 ページをごらんください。38 ページ、歳出でございます。2 款管理費、1 項 1 目維持管理費において北海道による道道ニセコ停車場線の歩道整備等工事の実施に伴うニセコ町簡易水道配水管移設工事 3,800 万円の増額補正でございます。工事箇所については、別冊の補足資料でご確認ください。役場前の道道部分になります。

次に、36 ページ、歳入ですが、4 款諸収入の雑入でニセコ町簡易水道配水管移設補償金として北海道より 1,400 万円の増額補正であります。

37 ページの 5 款町債、1 項町債、1 目簡易水道事業債では、市街地区簡易水道配水管布設事業債として 2,400 万円を計上しております。その半分の 1,200 万円について過疎債、残りを簡易水道事業債の借入れを予定してございます。

32 ページに戻っていただきまして、第 2 表、地方債補正でございます。今ほど歳入でも説明いたしました起債、市街地区簡易水道配水管布設事業の追加に関する補正を行うものでございます。限度額 2,400 万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それから、39 ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

議案第 6 号の説明は以上でございます。

○議長(高橋 守君) 説明を中止してください。

◎会議時間の延長

○議長(高橋 守君) 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎日程第 21 議案第 4 号から日程第 25 議案第 7 号(続行)

○議長(高橋 守君) 説明を再開してください。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第 25、議案第7号 平成 27 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

41 ページをごらんください。議案第7号 平成 27 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。平成 27 年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 800 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億 7,960 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成 27 年6月 19 日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が 42 ページ、歳出を 43 ページに載せてございます。

44 ページを飛ばしていただきまして、46 ページ、47 ページに歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入と歳出を載せてございます。47 ページをごらんください。今回の補正額 800 万円の財源については、地方債で 240 万円、その他財源で 560 万円でございます。

歳出からご説明いたします。50 ページをお開きください。3款1項1目建設改良費において北海道による道道ニセコ停車場線の歩道整備等工事の実施に伴う公共下水道の管渠移設工事 800 万円の増額補正でございます。

次に、48 ページ、歳入ですが、6款1項町債では、ただいま歳出で説明したとおり、公共下水道整備事業債で 240 万円の追加補正で、その半分の 120 万円について過疎債、残りを下水道事業債の借入れを予定してございます。

7款諸収入、1項1目雑入では、公共下水道管渠移設補償金 560 万円。

44 ページに戻っていただきまして、第2表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明いたしました起債、公共下水道整備事業の変更に関する補正を行うものでございます。左側、変更前の限度額 250 万円に対し 240 万円増額し、490 万円として、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

それから、51 ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会の議決

○議長(高橋 守君) お諮りいたします。

議事の都合により、6月20日から6月23日までの4日間休会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、6月20日から6月23日までの4日間を休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(高橋 守君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、6月24日の議事日程は当日配付いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)